

# 会議録

平成 25 年 11 月 28 日(木) 場 所 3 階 第 5 研修室

会 議 名：第 8 回総務・経済常任委員会

出席委員：竹田委員長、新井田副委員長、福嶋委員、又地委員、佐藤委員、吉田委員  
平野委員、笠井委員、東出委員、岩館委員

欠席委員：なし

事務局 山 本、近 藤

会議時間 午前 10 時 00 分～午後 4 時 50 分

---

## 開 会

### 1. 委員長挨拶

**竹田委員長** おはようございます。

ただいまから、第 8 回総務・経済常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は 10 名でございます。

よって、委員会条例第 14 条の規定による委員定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の会議次第は、別紙配布のとおりであります。

### 2. 調査事項

#### (1) 建設水道課

##### ①発注済工事の現地確認について

**竹田委員長** 建設水道課の皆さん、どうもご苦勞様です。

それでは、資料が出ておりますので、きょうの現地調査について説明を求めます。

若山課長。

**若山建設水道課長** 私のほうから、きょう現地調査していただく箇所についてご説明いたします。委員会関係資料、建設水道課分の 2 ページをお開き願います。

工事名 まちなか公園整備工事（その 1）。工事概要といたしましては、水路工 116 m、プレキャストボックスの 1.3 m×1.1 m で施工しております。ほかに集水柵工が 5 箇所ありまして、土留・仮締切工等を行っております。工期につきましては、平成 25 年 6 月 6 日から平成 25 年 9 月 30 日。実際のところ、8 月 20 日に完了しております。受注者が株式会社杉沢組。工事費につきましては、2,410 万 8,000 円となっております。

続きまして、まちなか公園整備工事（その 2）です。これは、公園整備面積が 3,300 m<sup>2</sup>、多目的広場 1,047 m<sup>2</sup>、園路 幅 2.0 m、延長 143 m、緑地 1,268 m<sup>2</sup>です。照明を 4 基、移動式ベンチ 5 基、車止め、木製フェンス等を設置しております。工期につきましては、25 年 7 月 4 日から 25 年 10 月 21 日。受注者は株式会社大森組です。工事費は 4,121 万 2,500 円となっております。

まちなか公園整備工事（その 3）です。これは、公衆トイレを木造で作っております。40 m<sup>2</sup>です。外壁及び内壁には杉材を使用しております。男子トイレは小便器 3、大便器 1、手洗い器 1、ベビーチェアー 1。女子トイレにつきましては、大便器が 3、手洗い器 2、ベ

ビーチェアー 1。多目的トイレにつきましては、大便器 1、手洗い器 1、ベビーシート 1 となっております。工期につきましては、25 年 8 月 21 日から 11 月 20 日。受注者は有限会社奈良建設。工事費は 1,284 万 1,500 円となっております。

続きまして、②番、町道双葉線改良舗装工事です。これは道路改良舗装を行っております。延長 81 m、幅員 7.0 m、排水工、路盤工、舗装工を行っております。期間につきましては、平成 25 年 5 月 8 日から平成 25 年 7 月 31 日。受注者は株式会社清水工業。工事費は 1,429 万 500 円です。この道路につきましては以前、バス路線として一方通行でありましたけれども、駅前再開発等の関係もあり、農協さんとの出入り等がありまして、公安委員会と協議し、現在は双方向通行としております。

続きまして、③番です。JR 木古内駅東側駐車場整備事業駐車場整備工事（第 1 期）。業務内容は盛土工が 1 万 2,000 m<sup>3</sup>、排水工一式です。工期につきましては、平成 25 年 9 月 19 日から平成 26 年 1 月 31 日までとなっております。現在、株式会社茂泉建設さんのほうで工事を進めております。この工事なのですけれども、現在行っておりますが、現在の営業線に工事の盛土の影響が懸念されることが判明したため、現在のところ石垣から 25 m は盛土を行っておりません。これにつきましては、北海道で行っている駅広の関係の地盤調査の結果、通常盛土では JR 営業線に影響を与える危険があるとの解析が出たことにより今後、軽量盛土工法に変更を検討することになっております。ということで、先ほど申したとおり、JR 側の 25 m は現在不施工としておりますので、その分今後、設計変更で盛土量が減る予定となっております。盛土は現地盤から 2.5 から 3.5 m を盛る計画ですが、最終的な計画の高さよりいま現在は 1 m ほど余盛りしている状況です。以上です。

**竹田委員長** ただいま、説明をいただきましたけれども、皆さんから。

若山課長。

**若山建設水道課長** 申し訳ございません。工事費は現在、契約額が 3,144 万 7,500 円となっておりますが、先ほど申したとおり今後、変更の予定となっております。

**竹田委員長** 又地委員。

**又地委員** 課長、まちなか公園に行ってみればわかるのだけれども、その 3 の工事の中で、男子トイレ・女子トイレ式、多目的トイレ式というのは一つずつですか、これ。

**竹田委員長** 若山課長。

**若山建設水道課長** 説明不足で申し訳ございません。トイレにつきましては、男子トイレが小便器が 3、大便器が 1 です。女子トイレにつきましては大便器が 3、多目的トイレにつきましては大便器が 1。それぞれに手洗い器もついております。

**竹田委員長** 最後の JR 東側の駐車場の盛土の関係です。このあと現地に行って詳しく説明を受けないと、課長のほうから説明を受けた JR 側の石垣の盛土によって影響があるということで 25 m 離れた部分だとか、どうも理解のしづらい部分なのですよね。どうしてという部分がわからない部分と、今回は 1 期工事の盛土ですよね。このあとすぐ来年の予算で 2 期工事に入ると思うのだけれども、それであれば例えば今後、いまの道路寄りのほうの盛土をしている部分、きちんと法面も重機で押さえて法がついているのだよね。一部のところを見れば。すぐ来年にまたそこに盛土をして、そこともつなげるというのであればあんなに綺麗な法面工事なんていらんのではないかなと単純に思うのですけれども。ただ 1 期工事は工事、2 期工事は工事というようなことでケジメをつけての整備だと思う

のですけれども、その辺の考えというのは法面を叩くだけでも何日もかかると思うのですよね。そこにまた来年土を入れてそこをつなげるわけだから、何かその辺の無駄というか、工法上、発注する側からすればやむを得ないのかなという気もするのですけれども、その辺について。

若山課長。

**若山建設水道課長** いまおっしゃられる法面の心配なのですけれども、来年さらにそこにまた土を入れたりとか軽量材を入れたりするのですけれども、今年度は終わる工事についてそのあとまた何か月か期間が空く中では当然、この間の雪、水、雪解け水あるいは降雨、雨とこういった表面水の処理というのは必要になってきますので、そこで法面を仕上げないで土砂の流出とかを考えないということにはならないので、最低限の水処理のためには法たて、法面整形というのは必要になってくるということです。

**竹田委員長** JRの部分は、現地で説明してもらえればと思います。

それでは暫時休憩をして、このあと現地のほうを確認したいと思います。

**休憩 午前 11 時 10 分**

**再開 午前 11 時 45 分**

**竹田委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

先ほど3箇所、現地を見て説明等をいただいていたところであります。

皆さんのほうから現地で感じた部分だとかがあれば。

新井田副委員長。

**新井田副委員長** 一つ、まちなか公園なのですけれども、ステージは見てのとおりなのですけれども、やはり勾配がちょっととれていないのかなと。真ん中にやっぱり雨水、雪の時はいいのかもしれないけれども、非常に雨が降った時の状況でまた凍るとかそういう凍害もなきにしもあらずというふうに感じましたので、その辺の対応はどうなのかなということでも聞きたいと思います。

**竹田委員長** 若山課長。

**若山建設水道課長** きょうご覧になっていただいたとおり若干、水たまりも私どもも確認しておりますので、この冬は過ごさせていただいて、来春ほかの面も含めて手直しを行いたいと思います。

**竹田委員長** 又地委員。

**又地委員** トイレの暖房、それと使用期間の設定はするのかな。通年、トイレとかはずっと使わせるのかどうか。せっかく公園があるし、冬期間の暖房はいろいろ考えていると思うのだけれども、使用は期限を切るのかどうか。

**竹田委員長** 若山課長。

**若山建設水道課長** トイレにつきましては、水洗化しておりますので凍結の心配がありません。いま現在の考え方は、12月の中旬でトイレは一旦閉鎖したいというふうに考えております。それで、先達て観光協会様のほうと打ち合わせをした中で、来年1月の寒中みそぎフェスティバルはみそぎ公園で行うということの確認を取りましたので、みそぎフェスタの期間は簡易な暖房器具を設置しまして、イベント期間中凍結しないような方策を取りなが

ら、その期間だけはトイレの使用を開放しようというふうに考えております。

**竹田委員長** 又地委員。

**又地委員** そうしたら、例えば観光協会とのそれはそれでいいけれども、例えば春・夏・秋、せっかく公園を造ってあそこにベンチもある。夏場は涼みに来る人もいるだろうと。そんな中でトイレは使わせないということになるのかな。どうなのでしょうね、その辺は。

というのは、やっぱり町民はそれなりに期待をした公園ではないのかなと思うのだよね。そんな中で公園に行って老健もある、そばに病院もあるし健康管理センターもあると。だけれども、夜等もあの辺は健康管理センターは閉まってしまうよね。トイレ借りるといっても借りに行けないし、その辺は将来どうするのかと、トイレの使用に関しては。ちょっと聞いておきたいです、その辺。

**竹田委員長** 若山課長。

**若山建設水道課長** トイレの使用期間につきましては、町内にあるふるさとの森公園ですとか鶴岡の農村公園も含めまして、冬期間は一応閉鎖させていただいております。春になりましたらまた開放しますが、防犯上の問題もありまして開放している期間も夕方 6 時から 6 時から朝までは鍵を掛けて閉鎖をする予定としております。夜間のトイレの心配なのですけれども、先達での町政懇談会でもご意見をいただいた中で、実は最後に見ていただいた駅周辺整備の中に観光交流センターの建設もあります。観光交流センターにつきましては、道の駅の機能も持たせるということで、そこについては夜間のトイレも開放する予定となっておりますので、公園からは距離がありますけれどもなるべく駅周辺に来ていただいて、夜間のトイレの利用はそちらでしていただきたいということで考えております。

**竹田委員長** 新井田副委員長。

**新井田副委員長** いまのトイレの関連なのですけれども、先ほど回った中でいまちょうどたまたま雪解けの雨水が側面から落ちているという状況ですよ。その中で見たら、やはり跳ねっ返りが非常に多いと。壁面まで行っているというような状況で、結構基礎から建ち上がりはあるのですけれども、それを越えて跳ね返りの水がいつているという状況ですよ。これもやっぱり長い目で見ると、非常にそのままですと腐食の対応になる可能性もないわけでもないということで、何らかのやっぱり砂利を敷くとかそういう部分の対応を希望したいです。その辺はどうですか。

**竹田委員長** もう一点、いまの同僚議員と関連するのですけれども、使用するかたがあそこの地域は一つの福祉ゾーンというエリアの中で、病院・老健等々のそういう福祉施設が集中していると。そういうことからすれば、いま言った冬期間の閉鎖、夜間の防犯上からして毎日 6 時に閉鎖をして 7 時に開放するというそういうトイレが本当にいいのかという部分。これは、例えば主に使用するかたが一般町民だと思のですけれども、そういう福祉、弱者をといいですか、そういうかたを対象にしたような施設でもあるように、一般のかたとかそういう捉えもしているのですけれども、そうした場合にこういう関係機関の意見だとか要望というのは前段の時点で聞いてのこういう形になったのか。地域の意見を聞いてこうなったのか、行政指導でこういうふうにしたのかという部分がちょっと見えない部分があるのですけれども、その辺こういうふうにした部分も経過を含めてわかる範囲内で説明をいただきたいと思います。

若山課長。

**若山建設水道課長** 公園につきましては、きょうご覧になっていただいたとおりステージですとか遊歩道ですとかトイレが必要だとかということ等の相談につきましては、役場及び観光協会のほうと詰めながら行ってはおります。それで営業時間といいますか、トイレの開放時間につきましては、先ほど申したとおり将来の道の駅のほうに夜間については委ねるということで、それで今回の公園につきましてはほかの公園と同じような開放時間といいますか、夜間閉鎖という形でいまに至っております。

**竹田委員長** でき上がってしまったからこういう議論は馴染まないのかなとも思うのですが、観光協会とはこの工事にあたって協議をした。だけれども、前段まちなか公園のこういう事業をやりますという時点では確か7月の広報だったか、例えば福祉の観点の高齢者に優しいそういう言葉も付けた、そういう公園ということを確認触れ込んだような記憶をしているのですが、その時点でそういう方々の意見は聞かないで観光協会さんの意見・要望でああいうふうにでき上がったのかなという気がするものですから、そうすればあそこの公園は四阿もないし緑化もないということであれば、どちらかといえばイベント広場に近いような施設かなというふうにも捉える人もいるのですよね。ですから今後、それらの付帯設備を含めてそういう意見・要望等も聞いて、これから充足して「よかったな」というそういう公園にしていきたいということをお願い添えて私のほうからは終わります。

ほかに。

若山課長。

**若山建設水道課長** トイレの屋根からの雨水につきましては、現在雨水が落ちる場所が芝の状態になっておりますので、委員がおっしゃられるとおり玉砂利ですとか通常のお家でいくと犬走りというようなイメージで来春、再検討したいと思います。

**竹田委員長** 新井田副委員長。

**新井田副委員長** 先ほどチラッと見回った時に、同僚議員から声が出たのですが、チラッと気になったのですが、いわゆるステージの下の大きい公園ですよね、イベントをやるところなのでしょうけれども。それが現在、当然ながらアスファルトの状況で非常に歩きやすいだとかそういう状況はあるのですが、開放時に夏場だとかそういう時にいわゆる子どもさんがたの遊び場としての一つのそういう可能性もないわけでもない。というのは、遊びの中で例えばローラースケートとかそういう部分で持ち込んであそこをそういう遊びの一環として使うような状況になるのかもしれませんが、いわゆる怪我だとかそういう部分の防止策というか、立て看板を立てるとか何かというのはどんな考えを持っているのかなということですね。お聞かせ願いたいと思います。

**竹田委員長** 若山課長。

**若山建設水道課長** いまおっしゃられるように、注意喚起の看板ですとかあるいはトイレにつきましても、防犯カメラを設置ですとか「綺麗に使っていただきありがとうございます」だとかそういうものを今後、設置して行く予定としております。

**竹田委員長** ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**竹田委員長** なければ、以上で終わりたいと思います。どうもお疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 58 分  
再開 午後 0 時 57 分

(2) 町民税務課

①危険家屋の現状と課題について

**竹田委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

町民税務課の皆さん、どうもご苦労様です。それでは、次第に基づいて危険家屋の現状と課題についてを議題といたします。危険家屋の現状について、町民税務課さんからの資料が出ていますので説明していただきます。

大瀬課長。

**大瀬町民税務課長** どうもご苦労様です。それでは、危険家屋の状況についてということで、ご説明させていただきます。1枚めくりまして、1ページをお開きください。No.1 木古内町本町おかめ向かいの家屋(2棟)ということで、これは4月上旬に上記の建物が暴風によりトタンが飛散しているとの住民から連絡がございまして、「通学路のため、児童に危険が及ぶ可能性があるということで何とかしてほしい」ということの要望がございました。私どもの中で、所有者の身内のかたに電話をいたしました。建物の状況等の説明の上、早急な対応を要請しております。4月上旬に、すぐに所有者の身内のかたが来庁されまして、「現場を確認してこのような状況だということであるべく早く対処してほしい」という旨を伝えております。4月の下旬に、「家族内で話し合いをして、解体をするということを決めた」ということを役場のほうにご連絡をいただきました。5月の下旬に解体をしております。

No.2ですが、いまの家屋の隣のところ、おかめ向かいの店舗兼住宅です。これも7月上旬に、「建物が通学路にあり家財が残っているということで、子どもの防犯上も好ましくないし、また老朽化していて倒壊の恐れもあるので何とかしてほしい」ということの要望がありまして、所有者に文書で改善措置要請を行っているところでございます。7月上旬に建物の状況については、近隣の方々に迷惑をかけているということも重々知っているということで、費用面で多少時間をいただきたいということの連絡を受けております。うちのほうからは、「第三者に被害があった場合には、所有者のかたに責任が問われる場合もあるので早急に対応をしていただきたい」という旨を伝えております。10月の下旬に「強風によりトタンがおかめの駐車場に飛んでいる」との問い合わせがありました。再度連絡をしてございます。今月に入りまして、「来年早々に解体をすることで進めたい」ということで連絡を受けております。

1枚めくっていただきまして、2ページがただいまNo.2の家屋状況になっております。

1枚めくっていただきまして、3ページをお願いします。No.3が木古内町字木古内、旧小野寺モータース店舗兼住宅。これは、外壁がはがれ落ちている状態で室内は天井や壁がはがれているということで、「風雨時にはトタンが飛び通行人に危険であると、子ども達の防犯上も好ましくない」ということで、議会や近隣住民のかた、また木古内警察のほうからも要請をいただいております。状況なのですけれども、所有者が昭和57年に亡くなっているということで、建物にまだ抵当権が設定をされていることから、抵当権の抹消手続きが必要ではないかというふうに私どもは判断しておりました。

9月の上旬に住宅支援機構債権管理部のほうに、「抵当権についてどのようにお考えでしょうか」ということで照会をしております。中旬に住宅支援機構の管理部のほうから、「第二、第三の抵当権が設定されているのだけれども、設定をされているかたのお話はどのようになっているか」ということで指摘を受けております。第二抵当であります北海道スバル、これはその当時は函館スバルなのですけれども、北海道スバルが合併しております。いまは北海道スバルということになりました、北海道スバルに照会をしております。10月の上旬に北海道スバルのほうからは、「そのような状況であれば抵当権の解除については同意をしたい」という旨の連絡をいただいております。第三抵当権の旧函館ツノダ株式会社大島取締役さんと会談をしております。

この会社は休眠会社ということで、実質的に動いていません。この動いていない場合には再度、法務局のほうに手続きをしなければいろいろな取引等を認められないということで、ツノダの大島取締役さんのほうにはできるだけ早く会社のほうを再度持ち上げていただけないかということの依頼をしております。10月に住宅支援機構の債権管理部より、「ほか2名の抵当権者が抹消に同意するのであれば、機構のほうも同意をいたしますよ」というふうな連絡を電話で受けております。いまのところ、大島さんというかたは宇都宮におられるかたで、また来春3月までに北海道のほうにこられるということで、その時に何とか登記のほうをしていただきたいということで伝えております。

No.4が木古内町字釜谷旧泉商店隣の物置なのですが、屋根が落ちています。「柱も朽ちていて倒壊寸前の状態なので何とかしてほしい」ということで釜谷地区の町政懇談会中でも要望がありました。いま、私どもの部分の中で調査をさせていただいておりますけれども、所有者は亡くなっておられます、土地・建物の所有者は、建物と土地に土地所有者と別のかたが抵当権を設定されまして、お金を借りているような状況を伺っております。実際には息子さんなのですけれども、息子さんも亡くなられておまして、土地の所有者も亡くなられておりますので、法定相続がどのようになっているかということをおいま調査をしております。11月の上旬に、釜谷のほうの町政懇談会の中でそのようなご要望がありましたので、上磯郡漁業協同組合のほうに物置のほうの抵当権について、設定されているか否かということをお照会をしております。今週、「上磯郡漁業協同組合のほうでは、物置には抵当権は設定していない」ということで連絡を受けておりますので、これからある程度手続きをしながら進めていきたいというふうに考えてございます。

4ページですが、これは旧小野寺モータース店舗の住宅状況でございます。

1ページめくっていただきまして5ページなのですが、危険家屋における今後の町の対応ということで、危険家屋（緊急性の高い家屋）については、総務課（防災）、建設水道課（住宅）、町民税務課の住民グループのほうで防犯・苦情等の対応をしていきたいと。災害時により倒壊等の危険がある建物については、所有者に改善措置への要請をしていきたいと。所有者不在または抵当権等が設定されている場合には、事前に調査をして改善策を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

②の空き家家屋ですが、緊急性の低い家屋ですが、これも①と同じように総務課、建設水道課、まちづくり新幹線課、町民税務課の4課のほうで庁内会議において、町全体の老朽家屋の把握と現状を確認する上で、改善方策について検討してまいりたいというふうに考えてございます。また、再生利用可能住宅の定住促進のほうの検討も合わせてしていく

ようなことを考えてございます。

条例の制定ですけれども、全国的にも空き家が社会問題となってきた状況で、国では9月の5日に自由民主党の空き家対策推進議員連盟が新法の骨子を示され、10月29日に開催された北海道町村会主催の政策懇談会においても空き家対策がテーマになるなど、各自治体においても共通認識の課題となってきました。

このため、当町においても、国・道の動向を見据え、先進自治体の状況や課題等を確認しながら、条例の制定に向けて取り組みを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

6ページ・7ページ・8ページについては、ことしの北海道新聞に掲載されております。立ち入り権調査等の、7ページは函館市の条例案です。8ページは札幌市、11月21日に北海道新聞に掲載されておりましたけれども、空き家に対するこのようないろいろな諸問題というようなものが載っておりましたので、参考に付けさせていただきました。

以上で、説明を終わらせていただきます。

**竹田委員長** ただいま、危険家屋の状況について説明をいただきました。皆さんから質疑を受けたいと思います。

又地委員。

**又地委員** そうすると、抵当権設定云々等の債権放棄を全てしてもらったあとは、町自体で取り壊しをするという方向性ですよということですよね。

**竹田委員長** 大瀬課長。

**大瀬町民税務課長** いまの小野寺モータースさんのところでしょうか。これは、小野寺さんのところは土地が小野寺さんの土地ではないのですね。土地の所有者が、私どもが聞いている範囲の中では土地代金をもらったことがないというふうな状況で、何とか取り壊しをしてほしいのだけれども抵当権が設定をされているということで、何とか抹消すれば自分のほうでもいくらかお金を出して考えてみたいというような意向でした。もう一つのほうは、土地の所有者が函館地裁のほうに提訴するというふうなやり方もあるようなのですが、その場合は相当の金額がかかるということで、その費用が弁護士代等の費用がかかりますので、その費用を少なくするとすれば抵当権の抹消をしたほうが早いのではないだろうかということで、まず土地の所有者ご本人が高齢なものですから、こういう苦情の中で抵当権の抹消について我々ができる範囲の中で抹消できないかなということで、このような形でいろいろと交渉をしているというような状況にあります。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

**竹田委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後1時09分

**再開** 午後1時20分

**竹田委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

平野委員。

**平野委員** 空き家対策については数年前から、それを取り壊せる部分を何とかしなくてはならないのではないかという話が基本だと思います。その根拠というのは、もちろん安心



・安全ということで町民が安心して暮らせる、そこで風があつてトタンが飛んできて怪我があつてはこれは大変なことだと。住民が安心して住めない町であるということから、何としても条例を作らなくてはならないというのがまず話のはじまりだと思うのです。それで、いま皆さんからも休憩中の中で「あそこはどうなんだ、ここはどうなんだ」と話が山ほど出てくると思うのですけれども、いま今回の常任委員会が出された4つの案件はまずをもって何でこの4つを出してきたのか。それ以外の部分はどうなっているのかということ、まず一点だけ聞かせてください。

**竹田委員長** 大瀬課長。

**大瀬町民税務課長** 私どもは、防犯上等の部分の中の危険家屋についてということでやっております。その部分については。

**竹田委員長** 平野委員。

**平野委員** 要は、たまたま小野寺モータースさんに関しては、5年も6年も10年近くも前からの話であり、釜谷の泉商店隣に関しては先月の釜谷からの町政懇談会の中で出された話ということで出てきたと思うのですけれども、それ以前にも泉沢地区でも新道地区でも町民あるいは議員から「どうなっているんだ」という物件が多数あると思うのですね。そのような物件、いわゆる町全体のそのような物件も全てこのようなデータで把握しているということによろしいのでしょうか。その資料も全部あるということでもいいのでしょうか。

**竹田委員長** 大瀬課長。

**大瀬町民税務課長** あくまでも、危険家屋というふうな形の認識の中で町民税務課のほうでは対応をしております。

**竹田委員長** 平野委員。

**平野委員** 危険家屋は以上の4件ということなのですか。

**竹田委員長** 大瀬課長。

**大瀬町民税務課長** 住民のほうからの要望としてきている部分の受付をしているのは4件です。

**竹田委員長** 自分もちょっと感じたのですけれども、これは特に住民要望云々といま課長が言われましたけれども、この4件だけではなく町内には本町地区ほか、札苅・泉沢を含めても多数こういう状況の建物があるという実態の中で、この実態調査をきちんとすべきだと思うのです。というのは、例えば地域住民・町内会さんに連携を取ってそれぞれの地域の中でどういう空き家があつて、「ここはまだ大丈夫、ここは危険だ」というそういう実態調査を積み上げた中で今回、特にということで出てきたというのであればいいのだけれども、何かこの資料だけを見ればこれしか危険家屋がないというふうに思うのですけれども、ところが我が小さな前浜町内会でも台風・強風がきたらいつというそういう建物も実際あるのですよね。ただやっぱり、地域から要望が出ないと行政のほうで、ここに1ページに書いているNo.2のほうで、行政側とすれば相続を確認してくれるということですから当然そういうものを全体を網羅する中で、「ここはどうだね、ここは危険だね」という部分を押さえる中でやっぱり進めていかないと、せっかく一番最後のほうで町としても条例化に向けて国等の動きを見て「整備をしましょう」という一歩前進した部分が出ているわけだから、実態を捉まえないとこういう部分が進んでいかないのではないかとこのように感じるのですよね。

(「関連」と呼ぶ声あり)

**竹田委員長** 平野委員。

**平野委員** 先ほどの話なのですけれども、いま課長のほうからは町民から出てきた案件がはっきりとこの4件だと言いましたけれども、それは正確ですか。去年の札苅地区で出ていた町政懇談会で出た裏町の土地、あるいは正式な場で要請しなければそれは町民要請と捉まえないのでしょうか。個人的にも、新道のかたから「子どもが遊んでいるところのあそこが小屋が壊れて危ない」と何回も相談に来てたりだとか、私も個人的に「泉沢地区のあの箇所あの箇所、新栄町のあの箇所はどうなっているんだ、何とかならないのですか」と、それは町民からの相談といいますか、そういう要望にならないのですか。それらの細かいことは全部要望ではないということで捉えて、下げてしまっているという見解でいいのですか。

先ほどの答弁だとそう捉えますけれども。

**竹田委員長** 大瀬課長。

**大瀬町民税務課長** 空き家と危険家屋の認識の違いではないでしょうか。私どものところに住民として扱っていたのはいまの私の記憶で4件ですけれども、平野委員が前にご質問をされているのはまちづくりのほうにご質問をされていなかったでしょうか。空き家対策だとかそういうものについては、私は今回はじめての答弁になるのですけれども。私はいまの危険家屋に対しての委員会というのははじめての答弁になります。

**竹田委員長** 平野委員。

**平野委員** そうだとしたら、確かに大瀬課長がいまの担当の課になってからはそのような危険家屋の話はしていないかもしれないですけれども、それ以前にも議会の中でも一般質問としてしていることもありますし、その議会の中ではなくても普通に町民からの要望だということで話をしていることがあるのです。そうしたら結局、その時は大瀬課長が担当ではなかったから聞いていないけれども、結局何も引き継ぎも何もしていないという捉えでいいのですか。全然納得いくべき話でもないですし。

**竹田委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後1時27分

**再開** 午後1時41分

**竹田委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

危険家屋については、休憩中を含めて多くの議論・意見等もあります。それを踏まえてこれは継続審議というようなことで、後ほど実態調査の資料等も出されるわけですからそれを踏まえて次回、年度中にもう一度危険家屋について事務調査をしなくてはならないのかなというふうに思っておりますので、きょうこのあとの盛りだくさんの議題等もありますので、危険家屋については不十分な部分もありますけれども、この辺で閉じたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

**竹田委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後 1 時 43 分**

**再開 午後 1 時 50 分**

**竹田委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

平野委員。

**平野委員** 先ほどの危険家屋の件については、時間も迫っていて重要案件であるがゆえに議論が足りないまま委員長は閉める運びとなったのですけれども、もう一点だけ要望といいますか、今後の私なりの見解なのですけれども、まずをもって例えばNo.4の物件、この場合はご本人さんもないと。相続する、されるかたもないと。そのあとはどうするんだという部分が、いわゆる町側で条例を作っていくのかということに一般質問でも論点になっていたと思うのです。その以前、例えば危険家屋の把握でしたりだとか当然、持ち主がいるのであれば持ち主の交渉あるいは持ち主の家族との交渉は当然いままでもやっはずだという認識でいたのですね。それは議会の中でも「これからも当然続けていきます」という約束もしているわけですから、その中でいま大野副町長の話の中でも「リストは作ったけれども交渉をしていないところもある」という話は非常にいままで何年にもわたって我々が伝えていたことが全然行政側は危機管理がなっていないと。本当に小さい子どもあるいは高齢者が怪我をした時に、「実はまだその物件の人とも話をしていなかったんだ」と済むのかどうなのか。これはちょっと危機管理があまりにも足りなさすぎると思いますので、いまこれから昨年6月に作った資料添付もありますし、それぞれのその資料の中に入っているとの交渉の過程が当然このようなきょうの形で出される。当然、今後も作っていくと思うのですけれども、この課題だけについても重要課題にできれば近々の常任委員会早い段階でもう一度その場を作ってほしいなと思いますけれども。

**竹田委員長** 以上で、町民税務課の事務調査を終えたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

**竹田委員長** どうもお疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後 1 時 52 分**

**再開 午後 2 時 00 分**

### (3) 保健福祉課

#### ①高齢福祉及び保健推進事業の現状について

**竹田委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

保健福祉課の皆さん、どうもご苦労様です。きょうはこのあとも盛りだくさんの議題を抱えていますので、手短かに一つ進めていただきたいと思います。それでは説明については、どなたでしょうか。

中島課長。

**中島保健福祉課長** 申し訳ございません。主査・主幹のほうから簡潔にご説明したいと思います

いますので、よろしく願いいたします。

**竹田委員長** それでは、保健推進グループの尾坂主幹。

**尾坂主幹** それでは、保健福祉課の保健推進関係の事業について説明いたします。

保健推進の事業に関しては、例年どおり変わったものはないのですが、新たにできたものやその変わったものに関して簡単に説明をしたいと思います。

まず 1 ページ、一番上の母子保健事業ですけれどもこの健康診査、股関節、乳幼児に関してはこれは例年どおりとなっております。

(2) 予防接種の関係ですけれども、一番下のほうに子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンこの関係については、去年までは定期接種ではなかったのが、今回から定期接種というふうになっております。右側の四種混合ですけれども 24 年 11 月、これから新たに新しく四種混合が入っております。子宮頸がんワクチンですけれども、厚生労働省のほうで 6 月以降、積極的勧奨をしないということでしたので、子宮頸がんに関しては 5 月に 3 件、6 月に 3 件、7 月に 2 件、それ以降の摂取はいまのところないです。

続きまして 2 ページ、(3) の歯科健診及び 2 の成人・老人保健事業に関してですが、これは例年どおり同じような事業になっております。

次 3 ページですが、健康教育・健康相談①の町内会・老人クラブこれも例年どおりの事業となっております。

また、3 のその他健診・検査等についても、同じであります。

次に、4 の風疹ワクチンですけれども、これは 9 月の議会で補正してもらいまして 10 月 1 日から新たに実施しております。現在、8 月の末までですけれども、接種が 3 名となっております。ただ、この 3 名のほかにももう既に 4 月以降受けたかたがいますので、その方達が 3 名いるのですが、償還というか返還しております。

続きまして 4 ページ。4 ページに関しては、障害者手帳の交付状況になっております。これは 10 月末ということで人数を把握というか、集計をしています。今回、前年は 343 名でしたがことしもう既に死亡が 17 名ということで、現在の交付者数は 328 名となっております。

続きまして 5 ページですが、これは福祉サービスの利用状況ということで、10 月末現在の人数を記載しております。

最後 6 ページですが、福祉サービスの利用状況こちらのほうは、身体障害者の補装具、日常生活用具、更正医療これは人工透析です。この集計をした表になっております。これについても例年どおりとなっておりますので、説明は以上で終わります。

**竹田委員長** それでは、質疑を受けたいと思います。

新井田副委員長。

**新井田副委員長** 新井田です。資料の 3 ページの 4 の風疹ワクチン接種事業とありますよね。9 月の補正で 10 月 1 日から実施されているということですがけれども、非常に対象数が 560 人ということで、実際に接種数というのは 3 名ということですがけれども、これはこんなものなのでしょうか。何か特別な少ない要因という、もちろん親御さんとかそういう部分というのは関わることでありますが、一概に行政が云々ということではないのかもしれませんがけれども、この辺はどういう見解でいるか聞きたいです。

**竹田委員長** 尾坂主幹。

**尾坂主幹** 風疹ワクチンは、東京とか大都市圏で発生というか流行していたのですけれども、風疹にかかると妊娠初期の女性がかかると先天性の障害を持った子どもが産まれる可能性があるということで、それに伴ってこの近隣でも風疹ワクチンの助成をはじめたということで、うちも9月で補正をし10月からはじめたのですけれども、561人というのは20歳から50歳までの女性のかたと妊娠している家族のかたの人数が561人ということです。補正予算の時には、これの3割の予定人員で補正しております。ですから、561名全員が受けるという考えではなくて、だいたい接種数は3割ぐらいだというそういう予測で補正はしているのですけれども、接種に関しては妊娠を希望する20歳から50歳未満の女性と妊娠している家族のかたとということで3割と人数は見ているのですけれども、そんなに接種する人は最初から多くはないだろうということで予測はしていました。いまのところは3名なのですけれども、これから来年の3月まであと何人か来るかと思うのですけれども、来年の2月以降もうちの町のほうでは出産を予定しているかたもゼロということを保健師のほうからも聞いているので、この風疹ワクチンの接種に関してはこれからも人数が極端に増えるということはないと思います。

**竹田委員長** 又地委員。

**又地委員** いろんな検診等々があるのだけれども、これは国民健康保険と俗に言うに社会保険、これを合算しているのかな。合算した人数かな。

**竹田委員長** 尾坂主幹。

**尾坂主幹** いまの質問ですが風疹ワクチンですか。

**竹田委員長** 又地委員。

**又地委員** 検診・検査等々に関しては、これは保健推進事業だから国民健康保険だけの人なのか、それとも俗に言うどこかに勤めていて社会保険がかかっているでしょう、俗に言う健康保険がかかっている人。それも合算した数字かどうかということを知っているのです。

**竹田委員長** 加藤保健師。

**加藤保健師** ここに記載されていますさわやか健診といいますのは、20歳から40歳未満のかたになります。がん検診については、全町民が対象ですので保険に関係なく対象になります。ただし、町内で受けているかたに限ります、この数は。以上です。

**竹田委員長** 又地委員。

**又地委員** 仕分けはしていないのですか。国民健康保険で受診されたかた、それから一般の健康保険、どこかの事業に勤めているでしょう。そうすると、国民健康保険と違う保険ありますよね。その仕分けはしていないのですか。

**竹田委員長** 加藤保健師。

**加藤保健師** 昨年度も質問が上がっていたかと思いますが、仕分けというのは国保であるか社会保険であるかという、がん検診については仕分けをしておりません。結果がくる時には木古内町民ということで何件ということできますので、そのかたが国民健康保険の特定健診を受けていればそのかたが国保ということでわかりますけれども、それ以外の仕分けというのは特にしておりません。

**竹田委員長** 又地委員。

**又地委員** 例えば検診を受ける時は、窓口の受付で保険証を提示するのではないかな、提

示しますよね。例えば、私の場合は健康保険だから前であれば1か月に1回とか見せてそうしてあった。去年も同じような質問をしているのですよね。だからその仕分けを私はすべきではないのかなと。それはどういうことかという、たくさんのかたに検診を受けてほしいと、立前はそうだと思うのです。だから、それをたくさんのかたに検診を受けてもらうにはやっぱり行政サイドでそういう仕分けをしてみて、例えば木古内の町民のかたで国保に加入している人が何人いる、社会保険に加入している人が何人いる、その割合で検診を受けた人が例えば国保でかかった人が何人で、社会保険にかかっている人が何人だと。そうしたら国保が仮にですよ、仮に例えば5,000人としたら「国保で検診を受ける人が少ないな」というような一つのデータが出た時には、「もっとかかってもらうにはどうしたらいいだろうか」という部分までいかないとだめだろうと、私はそんなふうに思っているのです。だから、仕分けを国民健康保険と社会保険にかかって検診を受けたかたの仕分けをするべきではないのかなと。これは将来、いかに病気にならないようにあるいは病気を見つけるために検診を多くの人に多くの町民に検診をしてもらうという時に意味があるのであって、ただ漠然と「やりました、やりました。結果はこのくらいでした」、では何の進歩もないのではないのかなとそんなふうに思うものだから。去年も同じような質問を確かしているはずなのだけれどもどうなのかな。そういうのは難しいのですかね、仕分けするという事は。

**竹田委員長** 加藤保健師。

**加藤保健師** 現状で仕分けというのは、難しいというのは又地委員もおわかりなのかなと思うのですけれども、検診を受けられているかた木古内町民のかたの内、町内で受けられているかたもいますし、町外の例えば函館の医療機関で検診を受けているかたもいらっしゃいます。函館で受けているかたが何割ぐらいいるのか、何パーセントぐらいの対象者の内、国保なり社会保険なりほかの保険のかたが受けているかという情報については把握できないのですよね。

**竹田委員長** 又地委員。

**又地委員** 町外で受けた人はいいんです。だから結果として、町内で受けられた人がたの数字を把握するべきでしょうと、私は。町外で受けた人まで私はあれしなさいとは言っていない。そして、町内で受けてくれた人がたの一つのデータが出てきた。そうしたら、ここで例えばあまりに少なかったら「なぜかな」という疑問符も出るし、「以外と多いね」という部分も出てくるかもしれない。そうしたら、少なすぎるという疑問符が出た部分に関しては、「もしかしたら町外でも受けているのではないのかな」というような部分にそこを追求していかないとだめだろう。私はそうだと思うのだよ。「町外で受けている人は知りません」、いいんです知らなくても、結構だと思うのですよ私は。だけれども、町内で受けている人がたが何人いるのか、例えば国民健康保険証を持っているの中で受けた人が何人いる、社会保険で受けた人が何人いるというのはそれを一つのデータとしてここに人数が出てきてパーセントだ。社会保険のパーセント、国民健康のパーセントが出てきたと。それからもう一つ、もっともっと進めていこうというのであれば、もう一段階上の何かを掴まないとだめだ。少なすぎるという結果が出たとしたらですよ。はじめてそうしたら、町外の医療機関にかかっている人をどうやって調べるか。そうしたら調べるためには何かをしないとだめだと。それは例えば広報等に載せて「町外でかかった人おられますか」

とかというもので何かをアンケートを取るとかをすればパーフェクトに調べることは私はできると思うのです。だからその辺までいくのかいかないのか。ただ単に「やりました、やりました」、だけで終わっている感じがする。これをもっともっと町民のことを考えて、健康で暮らしている長生きしてもらうためにはどうしたらいいかというところまで突っ込んでいっているというふうにとれない。「やりました」だけで「その結果だけですよ」。健康保険でかかった人、国保でかかった人、「その仕分けというのは全くわかりません」と。そうしたらどこでどうやって奨励するんだ。その辺が去年と同じような内容のあれなのだけれども、そこまでいってほしいなという気持ちがあるのです、私には。せっかくやるのだから。保健福祉事業だから、これは。

**竹田委員長** 尾坂主幹。

**尾坂主幹** 質問の答弁になるかはわかりませんが、検診の結果しか又地委員のほうはわからないからどうするのだということだと思っておりますけれども、国保・社保に関わらず検診を受けるのは大事だと思います。ですから、町民全体で何割が検診を受けたかというのが大事だと思いますし、国保・社保にわけて人数を把握しようが全体で把握しようがそれはどちらでも私はいいような気がします。ただ、そのあとの保健師がどのように出た結果を基に指導に行くかというのが、それが保健事業の大事な部分だと思いますので、その辺を今後、保健師と話をしましてどう実施させていくのかということで、来年度といいますか今後に向けて協議をしていきたいと思っております。以上です。

**竹田委員長** 加藤保健師。

**加藤保健師** 気になるのは検診の受診率だと思います。ただ、「何人受けた」というだけでは全体の何パーセントのかたが受けたかというのがわからないのですけれども、いま目安にしている私達が毎年1年毎に国に報告をしている数字があります。検診のいわゆる受診率というものです。これは近隣の市町村、全道・全国ともに受診率自体は下がっている傾向にどこもあるということで、木古内町だけではなくこれはほかの市町、国も含めて取り組まなければいけない問題かなというふうに思っています。受診率ですけれども、極端に木古内町だけががん検診、ほかの検診もそうですけれども、低いということではないという現状だけはわかっていただければと思います。

**竹田委員長** 又地委員。

**又地委員** 私は低いとか高いとかというのではなく、他町村と比べて高くあるべきですよ、本来は。「木古内町さんはすごいわ」と、「さわやか健診なりがん検診に総ぐるみで参加をしている」と、「検診を受けている」というふうになってほしいなと思う。ただ、人口割らからいったら対象者というかな、ずいぶん低いでしょうこれ。だから他町村がどうのこうのということではなく我が町のことだから、そこをもう少し考えて何かをするべきではないのかなというふうに思っています。主査のほうからいろいろ来年度に向けてということなので、今回はそれはそれで来年度に期待をします。

**竹田委員長** いま委員からいろいろ出ていましたけど、やはり例えば2ページの表の作りを含めて、特に検診等については国民健康保険事業と連携をしている部分もあるし、国保としても力を入れている部分もあるわけだから、いま言われた部分も含めてこの辺の資料の作りを含めて、「受診率がどうだったからもっと後はどうする」だとかという端的にそういう部分も含めて次年度に向けて一つ研究・検討をしていただきたいということ

申し添えて保健推進についてはよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

**竹田委員長** それでは、次に進みます。

高橋主査。

**高橋主査** 私のほうから高齢福祉の主な事業と介護保険の運営状況ということで資料につきましては、7ページから12ページまで説明をさせていただきます。

まず7ページなのですが、声かけ、移送サービス事業ということで、社会福祉協議会のほうに委託をしております事業で、現在訪問員3名ということで実施をしております。内容につきましては、声かけ訪問サービス事業ということで、対象者は65歳以上の一人暮らしと高齢者世帯ということで、24年と25年の一覧表を付けています。24年度には1年分と下段のほうに上半期4月から9月までの件数ということで記載をしています。25年度につきましては、4月から9月までの上半期のこれは延べ件数ということです。下のほうに米印で記載をさせていただいていますが、実際訪問している世帯としましては、おおよそ290件前後ということで、25年度の上半期で新たに新規で対象になったかたが20人ということで実施をしております。移送サービス事業につきましては、病弱で病院にかかるかたが家族らの支援を受けられないということで実施をしまして、これも内容につきましては24年・25年度の24年度につきましては、1年間と下段のほうに上半期の件数、それから25年度につきましては上半期の件数ということで記載をしております。米印のほうでは実際の利用人数としましては、25名程度が利用されているということで、上半期の25年度の利用では3名のかたが新たにこの事業を利用しているという状況でございます。

続きまして、8ページになります。8ページにつきましては、医療機関送迎バス利用状況ということで、これも24年・25年の2か年の上半期の利用状況を月ごとにまとめて、運行日数と平均利用者数ということで記載をさせていただいております。一番下段のほうで対前年比ということで、24年と25年を比較した利用状況ということで記載をさせていただきまして、対前年で全体の中で104%の利用状況ということになっております。

続きまして、9ページになります。9ページからは、介護保険の運営状況について説明をさせていただきます。①なのですが、保険料の収納状況ということで現年度分と過年度分を区分をして記載をさせていただきました。現年度分につきましては、まだ納期が普通徴収・特別徴収ということで米印で記載をしておりますが、まだ納期がきていない未到来の納期もありますので、現在の調定額と収納額ということで未納額ということで記載をして、現在の収納率としては49.2%の収納率ということになっております。それからこの過年度分ですが、これも24年・25年度の調定額・収納額ということでそれから未納額ということで記載をしております。滞納台帳につきましては、12ページのほうに22年から24年度までの3か年分の支払い状況等を記載をし、添付をさせていただいております。

続きまして、1号者の被保険者数ということで、これも2か年の被保険者数の状況ということで、昨年から1名、9月末で2,001名ということで、年齢区分も75歳以上それ以下ということで記載をさせていただいております。

①の要介護認定者数ということで、これは24年9月末、25年9月末ということで記載をしまして、右側の合計欄で24年と25年を比較させていただいて、認定者378人が383人ということで認定者としては5人増えています。認定状況はどうかというと、先ほ



どの第1号被保険者65歳以上が2,001人おりますので、その383人が9月末での認定者数ですので、おおよそ19%のかたが認定を受けている状況だということになります。計画に対してどうかというのが下の米印で記載をしておりますが、5期の計画では383人の認定者数を見込んでおまして、9月末では全く同数ということになっています。ただ、認定区分で見ただけならば、介護度5が前年度と比較して25年9月末では12名ほど減少しているというような状況です。

続きまして、④の居宅介護サービス介護度別受給者数ということで、これは介護度別に居宅サービスを受けているかたのそれぞれの状況ということで、居宅サービスにつきましては175名のかたが9月末で受けられているということです。それから、⑤の地域密着型サービス受給者別ということで、これはグループホーム町内であれば杉の木さんの別館にあたるのですが、地域密着型サービスグループホームを利用されているかたが13名ということになります。これも介護度別に記載をさせていただいています。

続きまして、10ページになります。⑥でサービス受給者数ということで、これは先ほど説明をさせていただきました居宅サービス・地域密着型サービス、それに施設介護サービスも含めた形でこれは前年度との比較をしております。25年9月末で施設サービスを含めると290人ということで、計の25年9月の一番右側になります。290人ということになります。それがサービスを受給されているかたということで、先ほど認定者数383人ということで説明をさせていただきました。そのかたの内290名ということで、約75%のかたが在宅ないし施設に入ってサービスを受けているというような状況です。居宅介護サービスは前年と比較すると、前年が161人でことしの9月末が175人ということで居宅サービスは14名ほど利用されているかたが伸びている状況だということです。

続きまして、⑦の施設サービス介護度別受給者数ということで、上の表の102名のそれぞれの介護度別ということになります。ご覧のとおり、介護4・介護5ということで施設に入られているかたは下の介護度の率を載せていますが、4・5で重いかたで50%以上のかたが施設のほうに介護度別で入られている状況になっているということです。

それから、⑧の保険給付費支払い状況ということで、先ほどのサービスを受けた時に本人の負担が1割で介護保険の運営のほうから9割という形で保険給付をするわけなのですが、それも24年度と25年度を比較をさせていただいています。

申し訳ありません。単位なのですが、単位を円ということで記載をしておりますが、千円という単位になりますので申し訳ありませんが訂正をお願いいたします。ここでも2か年のそれぞれの居宅と施設、それから特入ということで特別入所者施設サービス費ということになりまして、これは所得段階で施設に入った時に居住費と食費の本人の負担の限度額がありまして、それを超えた場合にこちらのほうから町のほうで給付費として支出をするということで、その分も含めて今年度上半期の給付費が平均ということで記載をさせていただいていますが、4,765万1,000円の月平均になっています。前年度は平均で4,839万3,000円ということで、74万2,000円ほどいまの上半期では前年度より下回った給付費ということになっています。計画に対してなのですが、すみませんここでも訂正がありますが、上半期の集計から1か月の実績額が4,839万3,000円と記載をしておりますが、これは24年度の平均額でして25年度の平均額は4,765万1,000円ということで、ここは4,765万1,000円に訂正をしていただきたいと思います。下の25年度の表の下の米印に上半

期の集計から 1 か月の実績額がということで数字を記載しておりますが、これが 24 年度の平均額だったものですから 25 年度の平均額ということになりますと、4,765 万 1,000 円ということになりますのですみませんがそこも訂正をお願いしたいと思います。その実績額は、計画額でいくと 4,844 万 9,000 円ということで 1 か月計画額の平均になりまして、1 か月の平均でいくと計画額よりも記載のとおり 79 万 8,000 円いまの上半期では減ということで、上半期の運営状況から 1 年間の給付費を推計させていただくと、計画額より 9 月末では 957 万 6,000 円 1 年間として計画を下回る見込みということになります。

続きまして 11 ページなのですが、先ほどの給付費の主なサービスで増減等を記載をさせていただきました。これも、この表自体は 25 年度の 6 か月のそれぞれのサービスごとの件数・金額を出しまして、月平均を出しましてそれぞれのサービスごとに 1 年間の見込み数を出しております。計画数ということで、それぞれ第 5 期で策定した計画額をここで記載をさせていただいて、計画に対してどうかというのが B-C ということで対計画比ということになります。例えば、一番上の訪問介護ということで、1 年間の見込み額でいくと 3,590 万 4,000 円ということで、計画数はどうかというと 2,321 万 4,000 円ということで計画よりもいまのまま推移していくと 1,269 万円ほど伸びていくというような見込みになるということです。参考までに、右のほうでは 24 年度の実績額を記載をさせていただいています。主にどういう内容かというのは、このサービス内容ということで備考欄に記載をさせていただいております。あとで米印の説明をさせていただきますが、どうしても大きな動きとしては居宅であればどうしても受けやすいというか生活に関わる部分ということで訪問介護のサービスがどうしても多くなるということで、食事だったりそういう身体介護の身体介護だったりということで、どうしても先ほどの居宅のサービスが前年度より伸びていますので、そういう形でここでもどうしても伸びてきていると、前年度よりも数字は伸びてきているというような状況です。

それから通所リハにつきましても、どうしても施設に入らない場合はこういうサービスがどうしても利用されるかたが多いということで、それについても伸びています。施設につきましてもほぼ計画とは変わらないのですが、施設の一番下の療養型ということで人数も金額も計画よりも 1,600 万円ほど金額で落ちていますが、昨年計画を策定する時には 3 名のかたが療養型ということで入所されていたのですが、現在は 1 名ということで減っていますので、そういうことでどうしても療養型としての給付費が落ち込んでいるということです。それから予防につきましても、ほぼ記載のとおり計画よりも落ち込んでいるというようなことになります。下の米印ですが先ほど言いましたがどうしても居宅サービスの受給者が増えていきますので、その辺でどうしても利用しやすい訪問介護等が増えているということです。2 番につきましてもいま説明したとおり、療養型は 1 名しかいないということです。それから介護予防につきましても減っているのですが、そういう介護予防事業の取り組み等によってこの辺も給付費が抑えられているというように考えられるということです。計画に対してどうかというのはそれぞれ動きはあるのですが、全体の計画額に対して今後の給付費の伸びがどうかということで考えていますので、そうした時に先ほどの説明で約 1,000 万円弱のいまの見込みで給付費が落ち込むというようなことなので、その辺は全体の中で考えて補正等を考えていければなというふうに考えております。

12 ページは先ほど申し上げたとおり、滞納台帳ということで記載しておりますのでそれ

ぞれ滞納者ごとに現在の状況ということで記載をしております。まず 25 年度に入ってから 6 月に 6 名のかたが全額完納されたということで、それから 7 月に 1 名のかたも全部納入されたということで、それであと 6 名のかたは現在分割で納入をされているような状況ということです。私のほうは以上です。

**竹田委員長** 介護グループの説明をいただきました。これより質疑を受けたいと思います。

平野委員。

**平野委員** 表の見方について教えてほしいのですけれども、11 ページについては主なサービス別の支給状況ということでわかりやすく記載させていただいてまして、単純に昨年と比べて金額だったり件数は比べることができると思うのですけれども、例えば一番上の訪問介護で件数が、予測ですけれども今年度 600 回くらい増えるであろうという月平均を追っていったの、月ごとによって変わると思うのでこれが正確なものではないと思うのですけれども、それを単純に金額で割ってみると、1 件当たりの単価が非常に上がっていると思うのですけれども、これは訪問介護をされるかたのいわゆる単価増ということで要介護だったり支援をしてもらいたい部分が増えているので、単価が上がっているというふうに見ればいいですか。そのほかの部分も同様なのですけれども。

**竹田委員長** 高橋主査。

**高橋主査** 介護サービスを受ける場合にそれぞれ介護度によって限度額というか、介護 1 から介護 5 まであればそれぞれ本人の負担の中で 9 割が保険者で本人の 1 割で、それぞれ受けられる限度額というのがあります。介護度が重くなればなるほど、例えば訪問介護であれば 1 週間に回数を多くできるだとか、介護度の低いかたであればそれだけ回数が低い中でそういうサービスを受けていくということで、その介護度によって受ける回数も変わってくるということで、その辺で金額は介護度によって動きはあるということになります。

**竹田委員長** ほかにございませんか。

いま説明を受けている中で、介護保険については給付費が計画よりだいぶ落ち込んでいるという、介護保険事業とすれば傾向的には良い傾向なのかなと。高齢者が増えている中で、給付費が落ち込んでくるというのはどういう現象なのかなというそういう部分も思いますけれども、これは保険者とすれば今年度は良い方向に出るのかなというふうに思います。これは、次期の介護保険の改定ではまたいろいろ新たな制度も出てくるようでありまますから、その辺踏まえて十分この事業について、ただもう一つは 12 ページの滞繰の部分で確かに 6 月・7 月の実績から見ますと、だいぶいづらか努力をした結果なのかなというふうに思いますけれども、22 年度の部分が結構まだこの表を見る限りではある。この辺が、どう例えばこの中で転出者もいますし、その後極端な話、見込みがあるかないのかという部分も含めていまの取り組み状況というのはもしわかる範囲で、全部ではなくてもいいですからポイント的に把握している部分を説明していただければなと思います。

高橋主査。

**高橋主査** 滞納されているかたにつきましては、通常の納期まで未納の場合には当然 20 日以内に督促状を発付させていただいてということでまずそういう手続きになります。それからそのあと、納付催告ということでいままでの滞納額を全部記載をさせていただきまして本人のほうに送付をさせていただきます。その中で介護保険の場合は、不公平感が納めたかたと納めないかたの不公平感がないようにということで、介護保険法の中で 1 年以

上を未納されているかたについてはそれぞれ給付の制限等ということでそこで差別化が図られます。その辺の内容の記載をさせていただきながら、本人のほうにいま納付をしていただけるように努めているというような状況でして、個々にということになるとちょっとあれなのですが、まず全体の中で少しでもそういうペナルティーについては最後の手段というふうに考えていますので、まず納めていただくというのが大前提ということで考えていますのでその辺、介護保険の制度的なものを理解していただいて納めていただくように努めていただくということでいま取り組んでいるというかそういう形で業務をさせていただいております。

**竹田委員長** そうすると、ポイント的に例えばここで 12 ページの 17 番と 29 番、これは本人が亡くなっているというこの部分については次年度、不納欠損という形になってしまうのではないかという気がするのですけれども、その辺については原課とすれば今後どうなってくるのかという部分がわかれば。

高橋主査。

**高橋主査** 不納欠損の期間なのですが、保険法なのですが介護保険法的には納期を過ぎて 2 年を経過すれば不納欠損できるということになっておりますが、うちで処理をさせていただいているのは 3 年経過してからということで、当然 1 年間の間でもう 1 年猶予がある中で納めていただくようにということで期間を延ばす中で対応させていただいています。いまの 22 年度のかたについて不納欠損になるのではないかということで、普通亡くなられたかたというのは当然相続ということで負の債権も相続されていくとは思いますが、ただ介護保険の場合ほかと違って時効が短いということもありまして、私の考えではいま 2 件ほど亡くなったかたを例におっしゃられましたが、不納欠損という形に処理をさせていただくことになるのかなというふうに考えています。

**竹田委員長** 又地委員。

**又地委員** 所在不明の部分、下のほうにどっとあるのだね。下のほうが 59 番から 64 番まで、全部これは所在不明。あと中ころにもあるのだね、34 番。このあたりはどうなるのかな。何年経過しているとかという部分もあるのかもわからないけれども、22 年度からの分もあるし 23 年の分もあるのだね。あと 24 年、この辺はどうなのだろうね。所在不明というのはいり得るのかな。

**竹田委員長** 高橋主査。

**高橋主査** 所在不明のかたは 2 名ということになります、2 人です。59 番のかただけで以降、60 番以下は所在不明ということではなくて、あくまでも 59 番のかたともう 1 人 34 番のかたということです。65 歳に到達されて介護保険の納付書を送付させていただくのですが当然、木古内町に住所を有していれば 65 歳になった時点でそのかたに町のほうから納付書を発行させていただきます。ただ、郵便で発送した場合この 2 名のかたは宛所不明ということで郵便物が督促も全て返ってくる状況ということで、住所は木古内町にしているのですが現に住まれている。どこにいるのか、近所のかたに訪ねても何年も前から行方不明というかないというかたもこの内 1 名おりまして、ということで全く皆目所在がわからないということで所在不明という表現をさせていただいていますが、そういうような所在不明の内容につきましては住所は有しているのだけれどもどこにいるのか居場所が全然わからないというかたになります。

**竹田委員長** 又地委員。

**又地委員** 声かけサービス事業なのだけれども、訪問サービスに 3 名体制でということなのだけれども、これは大変でないのかなと。1 日に何件くらい 1 人で訪問するのですか。その実態をちょっと教えてください。

**竹田委員長** 高橋主査。

**高橋主査** すみません、ちょっといま資料を持ってきていなくて具体的に何件とお答えできないかもわからないのですが、それぞれのかたによって例えば一週間に来てほしいだとか、だいたい 290 人くらい回られるかたがいますということで実人数を記載をさせていただいていますが、いろんなかたがおりまして「1 か月に 1 回でいいだとかそれから二週間に 1 回でいいだとか、間隔をおいて来てほしいだとか、まだ元気なのでいいですから」というかたもいますのでそれぞれちょっと違うのですが、基本的にはだいたい一週間に 1 回程度を回るといような予定をしているのですが、その人のかたによっては期間が長くなったりということで回らせていただいていますので、すみません簡単に割らせていただければ、290 件を 22 件で割るとだいたい 3 名で 14、5 件くらいを回っているということになると思います。

**竹田委員長** ほかになければ。

平野委員。

**平野委員** 先ほど委員長が不納欠損のことで聞いた中で、亡くなられたかたについての答弁が当然、相続者であったりご子息のかたにいくと思うというお話があったと思うのですが、その結果おそらく不納欠損になるだろうという言葉だったので、ちょっと意味が言っている二種類あって当然、ご子息からもらうのだけれども、でも不納欠損になると答えを出してしまったような感じだったのでその意味をもう一度お知らせ願います。

**竹田委員長** 高橋主査。

**高橋主査** 未納のかたは、今後サービスを実際に受けられるかとなると既に亡くなって納めていただいてもサービスを受けられないかたになってくると思うのです。そうした時に確かに相続という形ではいくとは思いますが、サービスを受けられないのに家族のかたからというのは何と言ったらいいのですかね、サービスを受けられないのに亡くなったかたから介護保険料として徴収するということになるものですから、そういう形でちょっと不納欠損ということに手続き的にはなるのかなと説明をさせていただいたのですけれども。

**竹田委員長** 平野委員。

**平野委員** 人的気持ちはよくわかるのですが、ルールとしていくと当たり前滞納をしていて、それを当然滞納者のかたが亡くなられた場合はそのように相続のかたというルールがある以上、その人が死んだからサービスを受けられないからもらうのも可哀想だなというのは答弁としてどうなのかな。

**竹田委員長** 課長、いまの例えば死亡した場合の滞線処理の部分で、介護保険法とかその制度の中ではどういう扱いをすべきというものは定まっていないのですか。それは町村の考えで。

中島課長。

**中島保健福祉課長** 当然、亡くなった前月までの保険料を支払うというのは・・・聴取不能

・ただ今年度に関してはうちのほうで亡くなられたかたに対しては亡くなったあとにご家族のかたのほうにお伺いして、若干ですが残り分をお支払いしていただく経過がございます。

**竹田委員長** 副町長。

**大野副町長** 介護保険料ということですがけれども、これは税のほうとも手続き上は同じ手続きでして、法定相続人が相続放棄をしない限り負の財産も引き継ぐわけですから払ってもらわなくてはならないというのが制度上の扱いです。

**竹田委員長** 平野委員。

**平野委員** なので、担当課としては亡くなってこれから受けられないからという言葉は非常に適切ではなくて、やはりそれまで滞納して死んでしまったら滞納した者勝ちだという話になりますから、そこはやっぱり気持ちはわかりますけれども厳密なルールの中で進めて相続人のかたからもらうような努力をやっぱりするべきだと思います。

**竹田委員長** 先ほど言った発言についてもう一度、高橋主査。

**高橋主査** すみません、不適切な説明ということで、扱いは現在滞納者のかたみな同じということで、亡くなくてもきちんとまず納めていただくように催促をさせていただくということで訂正をさせていただきます。

**竹田委員長** この部分は介護保険ばかりではなくて税・その他いろんな使用料等にも関連するわけですから、できるだけ木古内町は厳しい財政からすれば滞繰を少なくするという努力について、なお一層していただきたいということを申し添えて終わります。

竹田主査。

**竹田主査** 25年度地域支援事業について、ご説明いたします。

事業につきましては、24年度は職員が包括2名体制でございましたが、25年度より3名体制になりました。それによりまして、二次予防対象者把握事業というのをようやく行うことができました。今年度は本町地区をいま調査しております。次のページに実績とかを載せることがいまできなかったのですが、55名ほどいま調査を終わりました。ただ、二次予防の対象になるかたはおりませんでした。

その次に、これに伴って通所介護予防事業として「こつこつ貯金教室」というものを8月から11月にかけて、週一回の13回で行うことができました。これについては、実績のほうに載せております。③番の運動を楽しむ会、これは毎週月曜日こつこつ貯金教室終了後のフォローアップ教室として自主的に皆さん参加して、皆さん楽しく運動を行っております。④番の介護予防体操教室ですが、ここはちょっと訂正をお願いしたいのですが、泉沢・釜谷地区となっておりますが、今年度は札苅・釜谷地区に出向きまして教室を行っております。それ以降につきましては、概ね24年度と同じとなっております。実績につきましては、概ね9月までの実績を載せております。またもう一つここで訂正して申し訳ありませんが、14ページから16ページまでの間で表題のところなのですが、字がちょっと欠けております。申し訳ありませんでした。以上です。

**竹田委員長** それでは、福祉グループの地域支援事業についての説明をいただきました。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**竹田委員長** 次に進みたいと思います。

中島課長。

**中島保健福祉課長** では続きまして、ドクターヘリについて概要をご説明させていただきます。20 ページから 22 ページまでとなっております。北海道のドクターヘリ導入状況につきましては、道央・道北・道東ということで 3 箇所導入しております。これにつきましては、道央につきましては平成 17 年 4 月、あとの 2 箇所につきましては 21 年 10 月ということになっており、道南だけがまだ導入されていないということでございます。実際、道南ヘリが導入されていないというのが道南地区と九州地区の種子島圏域です。その 2 箇所がまだ導入されていないということになっております。

その中で、運航概要でございますが、これは通報が入ってから 4 分以内に離陸をして、50 km に関しては 15 分以内に到着、100 km 以内に関しては 30 分以内に到着して、それに医師・看護師、当然操縦士・ナビゲータが乗った中で現地に向かいまして、病状等に対応して最終的に医師から基幹病院のほうに情報を流して、その情報に基づいて病院が受け入れ体制を整える中で生命率の向上につなげていっているということでございます。

それと、道南導入経過ということなのですが、平成 24 年の 4 月に道南ヘリ導入調査検討会が設立されております。

検討構成員については、医師会・市町村・消防・医療機関等となっております。オブザーバーとして、北海道・函館航空事務所・北海道警察等になっております。

基地病院としては、市立函館病院が基地病院となる予定となっております。

ドクターヘリの搭乗医師については、1 年の 3 分の 2 につきましては市立函館病院のほうで医師確保というか対応をします。残りの 3 分の 1 につきましては、札幌医大・協力病院等の医師の応援を受ける中で対応をするということになっております。

専従職員の人件費につきましては、函館市が負担をするということとなっております。

5 番目のドクターヘリ運航経費試算関係なのですが、25 年 10 月 30 日現在となっております。これにつきましては、21 ページと 22 ページになっております。21 ページ、これは 26 年度の 1 月から運航をするということとなっておりますので、その部分の経費関係となっております。

収入につきましては、国・道の補助金それと運航経費等の部分に関して約 5,500 万円の収入、支出につきましてはヘリ運航経費、人件費等で 8,900 万円近くの支出となっており、約 3,400 万円の赤字となっております。その不足につきましてはをどうするのかということで、18 市町村で負担をします。均等割につきましては、ドクターヘリの利用の運航に関わらず発生する費用、消耗品関係とかヘリコプターの格納庫の賃借料等の部分の経費となっており、特に函館市が 1,400 万円と高い部分に関しましては、ここの部分は事務職員の人件費を負担しているということで、函館市に関しては均等割が多くなっているということではほかの町村に関しては同額となっております。利用割につきましては、ドクターヘリの利用回数の診療材料、光熱費等の諸経費を件数で割って、1 件件数約 4 万 4,000 円として利用件数を含める中で各町村の負担利用割ということになっております。その部分で、合計 3,472 万 7,000 円ということで不足分を補うということになっております。

初期投資につきましては、格納庫整備等関係につきましては、函館市さんが負担をするということになっております。

22 ページにつきましては、1 年分としての経費となっております。以上でございます。

**竹田委員長** ただいま新たな部分としてドクターヘリを導入されるということで、各町村の負担も出てくるということの説明でありました。これについては特に。

又地委員。

**又地委員** ドクターヘリの導入、ずいぶん遅いね。遅いというのは知らせるのが。これは24年の4月ですよ。副町長、なぜこんなに遅くなっているの、委員会なりに出すのが。

**竹田委員長** 副町長。

**大野副町長** ドクターヘリの運航に関しての協議というのは、一昨年1月くらいからはじまっておりまして、これは振興局のほうの主導の下に各町村長そして医療機関の代表、医療機関のほうは医師会のほうの団体のかた。一番問題になっていたのが、いかに機関病院を決めていくかと。これについて、函館市の「市立函館病院のほうが受け持ってもいいですよ」というふうになってきたのが1年ほど経過した中でそこが出てきた。その中で、問題になったのは医師の確保と看護師の確保、これは函館市さんのほうで「主体的に確保をしていきます」ということでそういう前向きな方針を出していただいたので、ことしの7月31日に市町村長そして医師会の代表の方が集まっていたいて方向を決めていただいたといいますか、決まったと。その中で、定住自立圏構想を取り込んでいくと補助金の対象になってくるということなものですから、そこで函館市が中心市の宣言をすると。中心市の宣言をすること公表したのが9月でしたので、その頃にうちのほうも7月31日に方向を出しているわけですし、本來說明をすべきところだったのですがけれども、ここまで遅れたということについてはお詫びを申し上げます。また、併せてこのあと中心市である函館市が宣言をし、「木古内町は定住自立圏構想に参加をします」という協定を結んでいくこととなります。協定を結ぶにあたってものちほどまち課のほうで説明をしますけれども、議会の同意をいただきたいということになりますので、その関連条例を12月の定例会に提案をする予定であります。

**竹田委員長** 又地委員。

**又地委員** 定住自立圏構想に伴うドクターヘリの導入に関しては、去年もう既にささやかれていたのですよ。そして、函館が手を挙げるだろうと。そうするとドクターヘリに参加するという人方もかなり函館市と議会の承認を得る中で副町長も言ったけれどもそれがずいぶん出てこない、私そう思っていたのです。ずいぶん出てこないと思っていれば、ドクターヘリの部分だけで出てきたでしょう。これは自立圏構想と一体化をしているものだから、ドクターヘリだけ切り離したらできないのですよ。だから12月にと言ったけれども、何かずいぶん性急だな。私は、ある意味では9月の定例があったわけだから、その時に町長から何らかのあれがあるのではないのかなと思っていたのです。だけれども9月に出てこない。9月に間に合ったはずだ、9月の定例には。そうしたら、うちは函館市を核としてそれに不参加かなとそんなふうにも捉えてあったのですよ。議会の承認を12月に出してくるのですか。そうしたら、もう少し委員会でその中身を少しあれしていいのではないですか。ただドクターヘリだけで行けるわけでないでしょう。

**竹田委員長** 副町長。

**大野副町長** 申し訳ございません。所管課が違うということを書いてしまいますとまた横の連携がという話になってしまうのですが、本日の委員会の中でまちづくり新幹線課がこのあと説明をすることになっていきますけれども、その中に定住自立圏構想についてという



ことできょう説明をさせていただきたいというふうに思っておりました。函館市が中心市宣言を行ったのは9月定例会の最終日なのです。そこで函館市がしっかりというか、中心市として函館圏の定住自立圏に取り組むという姿勢を示したので、それに合わせて今度はそれに参加する町村は協定を今度函館市と結んでいくわけです。協定を結ぶということについては、9月以降の議会です。9月を超えた議会に出さなければならないということで、12月定例会ということになります。これは、定住自立圏に参加する渡島・檜山の全ての町村で提案をすることになります。ただ、「12月は協定に参加するための議会議決が必要です」というそういう条例を作らさせていただきたいというふうに思っております。

**竹田委員長** 又地委員。

**又地委員** このあとの事務調査でまちづくり新幹線課に載っているのだね。だけれども、はじめて皆さん聞く言葉だと思う。それで副町長はいろいろ言っているけれども、例えば9月の定例をこの常任委員会は何回か開かれている。委員会にもっと早く出そうと思えば出せたと思う。まちづくり新幹線課のほうでまた少しやりましょう。

**竹田委員長** 新井田副委員長。

**新井田副委員長** 一つだけ教えていただきたいと思います。ドクターヘリの概要ということで①から⑤番まであるのですけれども、これは素朴な質問でわかる範囲で結構でございます。緊急通報を受けてから4分以内に離陸と。50 km・100 km、15分・30分ということで当然ながら④番の搭乗員、医師1名、看護師1名、操縦士、ナビゲータこれはわかります。実際に、よーいどんで「格納庫はいわゆる空港の民家の一角を借りてそこに置くのだよ」ということの説明がありますけれども、よーいどんで4分で医者に乗せて行くにはたして15分が可能なのかなと。あるいは50 km・100 kmありますけれども、4分以内に離陸というのは医者をどうやって迎えに行き、医者のところまでわざわざヘリを突っ込んで行くのかなという素朴な疑問で申し訳ないのですけれども、その辺はどんな流れになっているのですか。

**竹田委員長** 中島課長。

**中島保健福祉課長** 函館空港のほうにヘリコプターの格納庫があります。そこに医師、看護師等が待機をしております。そこで通報が来ましたら、すぐヘリコプターを格納庫から出して待機している医師、看護師がそこに搭乗をして離陸するという形になります。

**竹田委員長** 平野委員。

**平野委員** 試算について、資料添付されておりますので担当課として聞きたいと思うのですけれども、ドクターヘリ自体は待っていましたといたしますか、先ほど又地委員より取り組み自体も道南が遅いという話もされましたけれども、そんな中で渡島・檜山・全市町その中の中心市の函館があつて当然、赤字が発生して負担額と記載されているのですけれども、これも素朴な疑問で申し訳ないのですけれども、均等割です。函館が中心市ということで大きな負担をするわけですけれども、それ以外は全て均等でなければならないというルールが存在するのか、全国的にもこのような流れなのか。と言いますのは、やはり例えば北斗市と木古内町を比べた時の財政規模だったり利用する件数だったり、人口ももちろん違いますし、これを均等にするのはどうなのかなと単純に思うのですけれども、その辺の流れといたしますか、見解があれば教えていただきたいと思います。

**竹田委員長** 中島課長。

**中島保健福祉課長** 当然、導入する上でいろいろな議論がございました。当然、人口割だとかそういう部分は函館市さんがそうなるとう人口割で大幅にとうような形になると思ひますので、とういう部分であくまでも導入を基本としてその中でちょっと説明が不足になるかもしれませんが、あくまでも函館市さんが人件費の部分で負担をして、それ以外のもの関しては一律で経費の部分で均等にしてとういうことで。利用割合に關しては、あくまでも使った件数、もしゼロであればその分はかからないとういうような形でこちら側は認識をしております。ただ、全国的にとういう形でやっているのかとういうことになりましたら確認をしておりませんが当然、算出に關しては道東ドクターヘリの経費を参考にしてとういう部分での試算の中で算出しておりますので、当然均等割、各自治体の利用率等もたぶん同じだと認識をしております。すみません、ちょっと説明になっていないかもしれませんがけれども。

**竹田委員長** いま課長が答えた部分は、20 ページの4番の②番の検討会構成員とういうか、そこでいまこの部分を決めたとういうことなのですか。町村長のとういう集まり、町村会とういうかとういう構成ではなくて、検討会のメンバーでこの段階でとういう均等割だとか負担率を決めたとういう経過なのですか、その辺ちょっと。首長が関わっていないで端的に担当で決めたのかなとういうとういう思ひがあるものだから。

中島課長。

**中島保健福祉課長** 当然、経費關係につきましては、各市町村に道のほうからとういう形でとういうことで質問とういうかとういう部分は出ておりました。それに対してこちらでは導入だとかいろんなものについて回答をしてとの結果とういうことでは考えております。

**竹田委員長** わかりました。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

**竹田委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後3時16分

**再開** 午後3時18分

**竹田委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

以上を持ちまして、保健福祉課の所管の事務調査をこれで終えたいと思ひます。とうもご苦労様でした。

暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後3時18分

**再開** 午後3時26分

(4) まちづくり新幹線課

①第6次木古内町振興計画について

**竹田委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

まちづくり新幹線課の皆さん、とうもご苦労様です。雪も降ってまいりましたし、説明

等については手短にして、この振興計画については膨大な資料が提示されています。

基本構想、基本計画、実施計画と具体的に我々関心事であるのは実施計画でありますし、この部分の精査、計画は計画としてもこの部分についてはきょうだけで検証チェックできるものではないと思っていますのでこれを継続の中で、いま振興計画の中で急ぐのは 12 月の定例で上程したい部分も抱えているようでありますので、その部分を中心にきょうの事務調査を進めていきたいとこのように考えております。あとは皆さんの質疑の中でまた受け答えをしたいなと思います。

それでは、資料のまちづくり新幹線課から出ております電線類地中化事業についてと定住自立圏構想、そして振興計画というようなことの進めでまいりたいとこのように思います。それでは、担当より説明お願いいたします。

福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** まちづくり新幹線課、福田でございます。よろしくお願ひいたします。それでは、電線類地中化事業につきまして、ご説明申し上げます。

本事業につきましては、駅前通、駅前広場の電線類を地中化し、電線をなくするものでございます。

資料の 1 ページをご覧ください。

はじめに、事業の目的でございますが、安全で快適な歩行者空間の確保、都市景観の向上、防災性の向上、円滑な道路交通の確保などのため、道路の地下を収容空間として活用した電線共同溝の整備を行うものでございます。

次に、整備手法でございますが、電線共同溝方式でございます。

電線共同溝とは、電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、電線の設置及び管理を行う 2 以上の者の電線を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設をいい、電線を収容するための管路及び引込管を含むものでございます。

事業主体は街路事業を行う北海道でございまして、事業年度は平成 26 年度、工事延長は約 500 m でございます。

次に、町の負担でございますが、観光交流センターへの光ケーブル管路工事負担金として 25 万 2,500 円、北海道道路区域境界線から各店舗等への引込管材料費として 1 箇所あたり 11 万円となっております。

光ケーブルにつきましては、観光交流センターを道の駅とするための要件として、国道からの道路情報端末の設置がございますので、そのための費用でございます。

また、引込管材料費につきましては、本事業では、道路境界から建物までの引込管は自治体が施工することになっていることから、1 箇所あたり 11 万円の費用を要するものでございます。

次に、資料の 2 ページをご覧ください。

電線類地中化箇所図でございまして、本事業の範囲を示しております。赤いラインが事業範囲でございます。

資料の 3 ページをご覧ください。上段の写真が現在の駅前通を海側から撮影した写真でございます。下段は江差町のいにしえ街道の写真でございます。この写真を見ますと歩道内の電柱、上空の電線がなくなりまして、すっきりと見通しが良くなっているのが確認できると思います。

本事業実施によりまして、駅前通の景観改善、バリアフリー化が促進され、地震等の災害時の電柱倒壊や垂れ下がった電線が消防車、救急車等の緊急用車両の通行を邪魔する危険がなくなるものがございます。

以上で、電線類地中化事業についての説明を終わります。

**竹田委員長** ただいま、新しい事業として北海道の事業主体で駅前通を地中化をするという事業でありますけれども、いま説明を受けた部分についてご意見・質問等あれば。

吉田委員。

**吉田委員** 1 ページの参考までにお聞きします。電線の宅地内への配管等のためにかかる経費なのですよね。これは地中に埋めてしまって配管の分岐のやつ、個人宅に光ファイバーを引っ張る場合に 1 箇所あたりが 11 万円引込管材料費がかかるのかおおよそ。それ以上、結局掘削しなければなりませんよね。ということは結構費用がかかるのかなという感じがするのですよ。確かに、景観上は私も電線はこれから地中になるのかなという気はしますけれども、いま駅前に施した場合にもし光ファイバーを引っ張る場合は、これをやった時に事前にもう引っ張ったほうがいいのかという選択が迫られると思うのですよね。その辺の見解について、参考までにお伺いします。

**竹田委員長** 福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** 本事業の民地への引込みにつきましては、11 万円というのは基本的には電線それから N T T の電話線、これが基本になってございます。これの掘削、管路の材料費、埋戻し、こういったものに要する費用でございまして、引込みをする該当者のかたと相談する中で、光ファイバーをもし入れたいという意向があれば、それはこの事業の中で対応が可能かどうかということを経営管理部のほうと協議をしながら進めてまいりたいとこのように考えてございます。

**竹田委員長** 平野委員。

**平野委員** 確認ですけれども、以前からこの話があったのかどうなのか。もしあったとしたら私が聞き漏らしているのもう一度教えてほしいのですけれども、要は新しい事業、電線類を地中化する事業という、このもの自体を木古内町が望んで北海道に話をしていたのか、それとも両者協議の間で北海道側から提案してくれたものなのか、その時期がいつなのか、何年かにわたってこの協議をされていたのかという概要をわかる範囲で教えていただきたいのと、駅前をいま統一景観であったり駅前開発であったりよくする中では良い事業だと思うのですけれども、その中で 1 箇所あたり 11 万円。これは町が補助をするということでもいいのですよね。町側が全てやるということになると思うのですけれども、1 箇所あたり 11 万円の記載されていますけれども、みそぎ浜まで何箇所くらいこれをやる予定なのかいまわかればそこも教えてください。

**竹田委員長** 福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** はじめに 3 点ご質問がございました。本事業の決定までの経過でございますが、事業実施につきましては、これは北海道が行う駅前通の街路事業がきっかけでございまして、街路事業実施にあたりましては電線地中化というものが重点項目としてあるという中で、「木古内町はどうですか」ということを建設管理部より 25 年度事業の開始にあたり相談がございました。その中で当然地元負担、町が負担すべき事業費もございましてその辺を協議はした中で、あまりに大きい負担であればなかなかおいそれと

できるものでもございませんし、そういう中で一方、事業の電線地中化事業の負担、これもございます。電線事業者が基本的には本事業についての財源を負担することになります、北電さんのことです。こちらとの協議はございまして、北海道電線地中化推進協議会、ここの協議会での議論に計画・実施が委ねられたというところでありました。それで、事業実施にあたりましては、なかなか財源の負担について整理がつかず、11月の電線地中化協議会におきまして仮合意というところまで至ったというところで、建設管理部から「正式に実施できますよ」と。木古内町の負担はどうなるかということを経査した中で、この程度の事業費であれば町としても電線地中化すべきという判断に至ったところでございます。

施工につきましては、個人に補助金を支出するというような方式ではございまして、町が道路用地界、街路の駅前通の用地界までは北海道が設備を行いますので、それから民地の建物までの間、これを町が管路を敷設するという内容になってございます。

箇所数が何件くらいというお話につきましては、現在このお話を受けて駅前通を歩いて確認しております。その中では現状では、6件というふうに確認しております。なぜかともうしますと、駅前通からNTTの線、これを引っ張っているかたが6件という意味で、中には裏から電力線を配線しているかたもいらっしゃいますので、裏配線は裏配線でそのまま使えることですので、駅前通から引っ張るかたについては現在6軒いらっしゃるということは確認してございます。

みそぎ浜からの状況ということでございますが、この事業につきましては駅前交差点これから駅までの間、駅前通のこの区間でございまして、町道停車場2線これは駅前交差点から浜までの区間でございます。これは電線地中化に含まれてございませぬので、事業範囲となればこの範囲ということになってございます。以上でございます。

**竹田委員長** ほかにございませぬか。

そうしたら配置図から見れば、吉澤の手前まで延びているけれどもそれから駅前ということ。

東出委員。

**東出委員** 上空がすごくすっきりしてこれはいいのだと思うのだけれども、また道路なり歩道の脇を掘ってまたこういう工事をやらなくてはならない、それが両側ですよ。そうするとまた駅前がまたこういう工事でもってあれなのだけれども、これはどのくらいの深さのものを掘って、そして事業年度が26年度なのだけれども、工期はそうすると1年で終わるものなのかどうなのかその辺も説明の中に入っていないので実際、事業として実施するためにはそれらのことを説明の中にあってもいいのかなと私は思うのでその辺教えてください。

**竹田委員長** 福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** 事業年度につきましては、平成26年度、1年度で行うということでございます。これにつきましては、先ほどご説明いたしました電線地中化協議会の計画におきまして、平成26年度、単年度での実施ということで合意されていることから26年度に実施すると。また、工事につきましては、駅前通の道路改良また歩道設置こういったものとの工程が輻輳するところもございまして、手戻り等はないように工程調整をした上で実施してまいりたいというふうに考えています。

また、深さはいまの水道管が入っている深さというふうに私は聞いていたのですが、何メートルというふうな詳細にテクニカルな話についてはちょっと申し訳ございませんが。

以上でございます。

**竹田委員長** いま同僚委員が言っている事業年度の関係で、街路事業と抱き合わせにやったら例えば掘削含めて一発で済むのに、また掘って管路をずっと駅前から全部敷設するわけでしょう。それと先ほど課長が答弁した、現在駅前道路から配線をしている商店が 6 軒しかいないと。ただ、駅前道路に面している商店もまだいるのですよね。だから、裏から配線をしているかたもいるということだけれども、この際例えば家の前まで配管をするわけだから、そこから配線をし直したほうが後々のことを考えたらそこにとっては絶対メリットがあるのかなど。例えば、雪で電線でどうこうというトラブルもなくなるだろうし、その辺というのは町としてせつかく駅前通を景観を含めてああいうふうに金をかけたわけだから、多少 6 件が 10 件になっても快適な生活をするための手法も、本人がわざわざ家に壁に傷つけないということで拒否すれば別だけれども、そうでなければそういう説明もして「金はかからないよ」というようなこともどうなのでしょうね、その辺も含めて。

福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** いまのご意見につきましては、そのとおりと思っています。駅前通の皆さんには現在、裏配線をされているかたにつきましても、事業の実施については当然ご説明申し上げまして、希望するかたがいればご希望に添えるような対応をしてまいりたいとこのように考えてございます。

説明につきましては、今後 1 軒ずつ回りまして事業の主旨・概要をご説明申し上げまして、また意向の確認等もしてまいりたいとこのように考えてございます。

街路事業との統一性ですが、これは工程調整等につきまして建設管理部とも協議は進めてございます。掘り返しですとかという手戻りのないように進めるということで現在調整しておりますので、建設管理部も 26 年度の施工は可能という判断で協議をしておりますので、そういった状況でございます。

**竹田委員長** もう一つだけ確認したいのは、管路は歩道敷地内・車道敷地内なのですか。

福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** 管路につきましては、歩道敷地内は北海道の道路用地でございますので、この端までは北海道が地中化の管から枝管を出してもらえると。そこで用地界になりますので、次、民地がはじまりますので、民地の部分だけ町が行わなければならないということでそこでつなぐことになります。歩道に敷設することになります。

**竹田委員長** そうすれば来年歩道を掘削して管を埋めたら、歩道の舗装の復旧はしないんだ。

東出委員。

**東出委員** 私も言ったのです。例えば、東出酒屋のところはあっちに寄って、いま現歩道があるでしょう。隙間が砂利道になっていて、「これはいつになったら舗装をかけるの」ということを聞いたことがあるのですよ、建設課に。そうしたら「完成するまで立ち退きが終わるまで舗装はかけません」と言ったのだけれども、あの時点から 26 年度事業で吸い上げたけれども早くからわかっていたことではないですか、推測でものを言ったら申し訳ないのだけれども。その辺ぎっくばらんに、わかっていたのでしょうか、これ。

**竹田委員長** 福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** 事業につきましては、先ほどもご説明申し上げましたとおり、ことしの春に建設管理部のほうからは事業実施ということでのお話はございました。ただ、事業実施に向けた事業費の負担ですとかということがなかなか詰まっていけない中で、正式な事業決定には至らなかったというのがこれまでの経過でございます。事業決定を何を持って事業決定とするかということでございますが、先ほど申しましたとおり、北海道電線地中化協議会における合意というものを持って事業決定とこのように判断したところでございます。

**竹田委員長** 又地委員。

**又地委員** 道路区域境界線から各店舗への引込管材料費 1 箇所あたり 11 万円。これは町で持つのか、どうしてかな。というのは最終的に何箇所になるのですか、6 箇所。これは 6 店舗だから 1 箇所ずつかな。各店舗につないでやる。これは北海道電力で持つのではないのか。従来は、電線だとか電柱だとかは北海道電力ですよ。

**竹田委員長** 福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** 電線類地中化計画につきましては、共同溝の設置・設備費の設置、それぞれの事業をどこが行うか、負担をするのかという取り決めがございます。その中に、引込設備の工費・材料費につきましては、地方公共団体の負担というふうな取り決めの中で行う事業でございますので、町が建物までの管については負担をするところになってございます。

**竹田委員長** 地中化の部分については、また新年度にいろいろ予算を含めて計上になるという部分で、それまでもう少し。

又地委員。

**又地委員** 6 箇所はわかりました。そうしたら町有地はないのですか。町有地に電柱が立っているところはないかな、いま現在北電の。ないんだ、民地ばかり。わかりました。

**竹田委員長** この事業関連の新年度の予算編成の中で計上されるようでありますし、その中での議論になるのかなというふうに思います。

次の議題に進みたいと思います。定住自立圏構想について説明を求めます。

福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** それでは定住自立圏構想につきまして、ご説明申し上げます。

資料の 4 ページをご覧ください。

はじめに、目的でございますが、今後、急速に進行する人口減少を見据え、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフスタイル等に応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出しようとするものでございます。

圏域の中心市が圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備し、周辺市町村と互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的とするものでございます。

次に、定住自立圏の範囲でございますが、渡島・檜山管内の全 18 市町でございます。

中心市は函館市でございますが、中心市の要件といたしましては、人口 5 万人以上等の一定の基準がございます。

財政措置等につきましては、共生ビジョンに基づき実施する事業等に対する特別交付税措置がございまして、中心市は年間 4,000 万円程度を基本として、人口、面積等を勘案して上限額を算定し、周辺市町村は、一市町あたり年間 1,000 万円を上限とすることとしております。

連携が想定される取り組みでございしますが、分野ごとに想定してございます。

1. 生活機能の強化に係る政策分野では、① 広域医療体制の充実に関する事業で、広域救急医療体制の充実としてドクターヘリの運航がございまして、現在試算されている負担額につきましては、平成 26 年度 108 万 6,000 円、平成 27 年度以降は 189 万 7,000 円が見込まれてございます。

② 広域観光の推進に関する事業では、プロモーション活動の実施として、広域観光推進に係るプロモーション活動およびイベント等の実施、滞在型観光促進に資する観光メニューの開発として、滞在型観光メニューの共同開発とファミトリップの実施がございまして、

2. 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野では、地域公共交通に関する事業で、圏域内における交通手段の維持および確保等といたしまして、第三セクター鉄道の設立及び運行新幹線交通アクセスにかかる実証実験。② 基幹道路等ネットワーク整備の促進に関する事業で、圏域内における交通ネットワークの形成として、期成会活動の促進。③ 国際化の推進に関する事業で、圏域における国際化の推進として、留学生受入事業の充実がございまして、

3. 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野では、① 人材育成等に関する事業で、職員の合同研修等の実施として、職員合同研修の実施がございまして、

次に、費用の負担でございしますが、これは事業に参加した場合のみ負担ということになってございます。

今後のスケジュールにつきましては、1. 本年 12 月定例町議会におきまして、定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定を行います。2. 来年 3 月定例町議会におきまして、定住自立圏形成協定の締結の議決。3. 来年 9 月には定住自立圏共生ビジョンの策定となっております。

以上で、定住自立圏構想についての説明を終わります。

**竹田委員長** ただいま定住自立圏構想についての説明をいただきました。先ほどのドクターヘリ議論でもこの問題が出ましたので、皆さんより質疑を頂戴したいと思います。

又地委員。

**又地委員** 函館市が中心になるのだよね。函館市がいろいろ渡島・檜山管内の全 18 市町を抜かして 17 市町に対して、函館がいまいろいろメニューを立てると思うのです。作ると思うのです、函館市自体が。「あなた方も一緒にやろう」ということで。そのメニューがいまここに出されたけれども、あまりにもアバウトすぎる。その中で、例えば周辺市町村は一市町あたり年間 1,000 万円を計上すると。これは参加した各自治体に入ってくる金ですか。入ってくる金だ、国から。だけれども選択する。函館市で作ったいろんなメニューを選択する権限は各参加したい自治体にあるわけですよね、そうですね。そして、何を選ぶかによるのだね、これは。「私も一緒にやる、これとこれとこれはやるけれどもこれはやりません」というものを選択する。そうすると、あまりにもいま 12 月の定例に議決に関する条例の制定で、来年の 3 月の定例に定住自立圏形成の協定の締結だ。そうした



らかなり忙しいですよ、議会としても。忙しいよ。だから、いまいろいろ連携が想定される取り組みの中身が、函館市でどんな形で各参加したい呼びかけする渡島・檜山管内の全 17 市町村にいつ示すのですか。それが示されないと議会でもなかなか苦慮すると同時に、あなた方もまちづくり新幹線課のあなた方も、結局議会の同意を得ないとだめなのだから。それを一つのテーブルで早く議論をしなければだめではないかな。物理的に可能ですか、来年の 3 月とかというのは。大変だと私は思うのだけれども、その辺の見方をちょっと。

**竹田委員長** 福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** 事業の内容また今後のスケジュールに関するご質問と思いますが、この定住自立圏構想でございますが、総務省が平成 20 年度に策定をした構想でございますが、この度これが道南地域で函館市を中心という運びになってまいったわけでございますが、この定住自立圏の総務省が示した要綱の中には、ここで先ほどご説明申し上げました資料にあります連携が想定される取り組みの 1、2、3、この 3 項目、大きな項目で 3 項目について何か連携して実施するということになってございます。その中で現在、函館市と管内市町との検討協議の中で検討をされております具体的な事業といたしましてドクターヘリの運航、また木古内町にとりましては第三セクター鉄道の設立及び運行、また現在ございます各種期成会に関する活動の促進こういったものがございます。この考え方につきましては、函館市と連携する事業につきましては、これは木古内町と函館市との話し合いの中で必ずしも全て参加しなければならないものではない。木古内町が参加すべきは参加し、参加しなければ参加しない。参加した場合のみ負担金が生じる、こういう仕組みになってございます。でございますので、定住自立圏に関する特別交付税措置は市町については 1,000 万円が上限という取り決めもでございます。財政措置が 1,000 万円ということは、その財政措置見合いの中でこういった連携事業を選択できるかというのも考え方の中には出てこようかと思っておりますので、これらにつきましては木古内町として財政当局また各部署協議の上、函館市との協議に臨んでまいりたいとこのようにまた考えてございます。

12 月の条例制定でございますが、これは地方自治法に基づきます、議会が議決すべき事件これが定められておりますが、自治法で定められたもの以外に重要事項として議会が定める事項として条例を制定するというものでございまして、それに基づきまして 3 月に協定案の議決をいただき協定締結に向けると。それから今後ビジョンの作成がございます。

その中には各種項目、3 項目、大項目の三つの中に細かな事業メニューが並びまして、そこに参加する市町の名前が載ってくることになろうかと思えます。なので、木古内町が参加しない項目には木古内町の名前はございませんし、木古内町が参加する項目には木古内町の名前が載ってまいります。例えば、三セク鉄道を例に挙げますと、木古内町・北斗市・函館市、この 3 市町のみ事業でございまして、ほかの市町については参加しないとこのような形になって最終的なビジョンの策定ということになってまいろうかと思いません。以上でございます。

**竹田委員長** 又地委員。

**又地委員** だけれども、例えばこの大きな 3 事業、想定される取り組みのこの中身がわからないと、例えば「1,000 万円入ってくるから」というわけにはいかないと。だから、この中身をどうやって因数分解して共同認識を得る中で向かって行くかと。そうでなかった

ら向かって行けないでしょう。例えば、自立圏形成協定の議決に関する条例の制定といっても、ある意味では因数分解をしたものがある程度出てきた中で、それに合った条例の制定なのかどうかという問題もあるし、来年の3月の締結ですよ締結。締結ということは、いまいろいろ予想される部分の因数分解をして共同認識をして、「よし、この部分で行くか」という思いにならないと行けないでしょう、締結云々と言っても。そうでないですか。私はそう思うのです。だから、ただ単にいま説明を受けたのはもっともな話で、けれどもあとにくる中身的なものは何もわからないでしょう、あなた方のところで何かわかっているのですか。わからない中で条例をみんなであれしようと言っても、あとにくるものが「こういうものなんだ」ということがわからなかったら条例なんてできないし、あるいは協定の締結なんてできませんよ、これは。だから、私は相互理解をするためには時間がかからないかと言うのですよ。だいたい町長からも何もありませんよ、いままで。この自立圏構想に参加する、しないあるいは振興局のほうからこういう話があると、行政報告だとかあるいはこの委員会にこういうものがありますというあなたのほうから始めてですよ、出てきたの。それで12月に云々という話にはならないと言うのですよ、私は。これは去年からでしょう、この話があるのは。まして今回、ドクターヘリの想定される一部にすぎないのだよ、ドクターヘリも。ドクターヘリなんていうのはずっと前から言われている、去年の4月だよ。なぜ町長のほうからあるいは担当のあなたのほうから常任委員会に出してこなかったのですか。私は出てこないから「ことは諦めた、けれども来年からだな確か」と思っていたら急にだもの。だから私は早く出してもらって、例えば広域医療体制の充実、「ドクターヘリも入っているな」と。あるいは、広域観光の推進以下等々これを早く議論しないとだめだろうと思っていたのだけれども出てこないし。そうしたら12月に条例云々とあるけれどもどんな条例ですか、極端に言ったら。お互いにこの問題に自立圏構想に参加する、しないの部分で、お互いに共有認識をしなかったら条例なんてできないですよ。と思うのですけれども、あなたのところの見解を聞いておきます。

**竹田委員長** 福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** まずはじめに、これまで定住自立圏に関するご説明・ご報告につきまして、なかったということは大変申し訳ないというふうに思っております。この定住自立圏に関してのこれまでの経過でございますが、平成20年にこの要綱が総務省から策定されまして一時、道南地域で「どうなの」という状況にはなりましたが、その後調査・研究の期間ということでございまして具体的な動きはなかったという中で、昨年4月のドクターヘリの導入、道南ドクターヘリ導入調査検討会これが立ち上げられまして「定住自立圏構想はどうなの」という話が昨年11月頃に話が出てきたのかなど。その後、ドクターヘリの導入調査検討会のほうで、具体的な事業の内容を詰めてくる中で正式に「定住自立圏構想で行きましょう」というふうな管内・市町村の合意といいますか、「行きましょう」という合意がなされたという流れでございます。

12月の条例制定でございますが、先ほど申し上げましたが、定住自立圏構想の協定につきましては、中心市と各市町が1対1でそれぞれ協定を行って中心市を中心としたビジョンを取りまとめるということになってございますので、地方自治法による議会の協定締結自体が議会の議決を要するべき事件という位置づけとするために条例を制定させていただくものでございます。

また、今後の事業につきましては、具体的に現在数字も見えてございますのがドクターヘリでございます。ほかの事業につきましては、期成会活動の促進につきましては、現在各種期成会に支出しております負担金こういったものが対象になってくるわけですが、あと三セク鉄道に関する費用これも現在次の経営計画原案これが出るまで明確な数字はなかなか捉えづらいところではございます。今後の進めといたしましては、そういったものを12月に条例はまず制定していただき、定住自立圏にまずは走る、スタートを切ると。それから、3月の協定締結までには随時事業項目等につきましても、必要の都度ご説明申し上げまして、木古内町が協定すべき連携項目・連携事業につきまして、ご説明してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

**竹田委員長** 又地委員

**又地委員** 12月の条例案はただ判を押せということではないのかと。

**竹田委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後4時12分

**再開** 午後4時21分

**竹田委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま休憩中議論になりました定住圏自立構想についてはめくら12月定例会で条例制定が出ると。内容についてはいろいろ説明を受けた内容でありますので、ある程度理解していただいたものと思います。ただ内容については、縷々その後の委員会等の中で逐次めくら継続事項の中で協議をしたいとこのように考えます。

ほかにご覧いませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**竹田委員長** なければ、次に進みたいと思います。

暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後4時22分

**再開** 午後4時32分

**竹田委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、第6次振興計画についてを議題といたします。それでは、基本構想(案)について、福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** それでは、第6次木古内町振興計画につきまして、ご説明申し上げます。

別冊資料の、第6次木古内町振興計画基本構想(案)、1ページ、2ページをご覧ください。

基本構想、第1章は、まちづくりの基本理念と目標でございます。

まちづくりの基本理念は、「協働」、「ともに語り、ともに行動するまちづくり」としてございます。

基本理念を読み上げさせていただきます。

木古内町は、第 5 次木古内町振興計画を策定して以来、「ともに語り、ともに行動するまちづくり」を基本理念として、住民参画型の地域づくりを目指してきました。

今後も、行政と住民が協働する中で、各々の役割分担を明確にしなが、地域の将来を考え、行動する「住民協働のまちづくり」を推進していくために、第 5 次木古内町振興計画を踏襲し「ともに語り、ともに行動するまちづくり」を基本理念とし、木古内町に真に必要なことを「協働」により見極めながら「木古内らしさ」「木古内ならではの」まちづくりを進め、「住みたい、住み続けたいまち木古内」を目指します。

その実現のため、生涯をとおして学ぶことができる環境づくりを進めることにより、豊かな知性と創造力を兼ね備えた人材の育成を図ります。

また、木古内町は高齢化率が 40%を超える超高齢化時代を迎えており、少子高齢化は今後さらに進むことが予想されます。子どもから高齢者まで、心身ともに充実した生活を送ることができるよう、医療・保健・福祉の密接な連携により子育て支援体制と地域包括ケアシステムの充実を図ります。

木古内町はこれまで基幹産業である一次産業の振興を中心として、地域資源や自然環境などを活用し、様々な施策を展開しながら、官民一体となり財政の健全化に取り組んできました。

これからの 10 年間は、平成 27 年度の北海道新幹線木古内駅開業を契機として、地域経済の停滞や過疎化などの様々な課題を解決するため、広域観光等による地域経済の活性化や移住・定住の促進など、積極的な施策を展開していきます。

そして、誰もが安心して働き、暮らしていけるまちにするために、産業基盤の充実と快適な生活環境の整備を進めます。各産業の発展に向け、交通の要衝という恵まれた環境を生かしたまちづくりを進めるとともに、防災体制の強化を図ることにより、災害に強いまちづくりを進めます。

これからも、住んでいる皆さんが自らの暮らしや地域の将来を考え、まちづくりに意欲をもって参加していくことで、活力と元気に満ち溢れ、将来に希望や生きがいを持ち続け、笑顔で暮らしていける北の大地の福祉都市『きこない』の創造を目指します。

次に、まちづくりの目標は、活力と元気に満ち溢れ、生涯にわたり希望や生きがいを持ち続けられる北の大地の福祉都市「きこない」としております。

以上が、基本構想での第 1 章でございます。

次に、3 ページをご覧ください。第 2 章といたしまして、基本構想の展開でございます。

これは、基本計画の第 1 章から第 5 章までをまとめたものでございます。

このほかに、別冊資料といたしまして、基本計画（案）、実施計画書（10 年計画）（案）、同じく実施計画書の（3 年計画）（案）を添付しております。実施計画の主な項目でございますが、実施計画書の 10 年計画をご覧ください。1 ページ目、これまでになかった新たな事業でございますが、下から 3 行目高齢者等屋根雪下ろし助成事業が新たに福祉・医療・保健の事業といたしまして搭載してございます。

次に、5 ページをお開きください。5 ページではドクターヘリの運航経費負担事業を新たな事業として搭載してございます。

次に、7 ページをご覧ください。教育・文化の項目でございますが、郷土資料館の建設事業を搭載してございます。

次に、8 ページをご覧ください。これも教育・文化の分野でスクールバスの運行・更新事業、PCBの廃棄処分事業が新規で搭載されてございます。

次に、9 ページをご覧ください。これも教育・文化の分野でございまして、中央公民館の耐震改修事業、中央公民館のボイラーの改修事業といったものが搭載されてございます。

次に、10 ページでございます。ここでは、一番下の行にスポーツセンター耐震改修事業が搭載されてございます。

次に、11 ページでございます。産業・観光分野でございますが、農業用施設等整備事業といたしまして、これも新規事業として搭載されてございます。

次に、13 ページでございます。水産の分野でございます。ここではいままで実施してまいった事業のほかにナマコの人工種苗の放流事業、一番最後には釜谷地区漁村センター整備事業これらの事業が新規に搭載されてございます。

次に、19 ページをお開きください。生活環境・交通の分野でございますが、道南地域第三セクター鉄道負担金事業が新たに搭載されてございます。

次に、27 ページをご覧ください。ここでは行財政・住民参加の分野でございますが、財務会計システム事業ということでシステムの導入事業を新規に搭載してございます。ただいま、ご説明申し上げました以外にも道路、住宅また現在進めております駅周辺整備事業、また教育の分野、保健福祉医療の分野におきましても様々な事業を計上しているところでございます。

以上で、第6次木古内町振興計画についての説明を終わらせていただきます。

**竹田委員長** ただいま、まちづくり基本構想を主に実施計画についての10か年の中で、新規の部分を抜粋をして説明をいただきました。皆さんから何か質疑があればお受けをしたいと思います。前段言いましたように、実施計画等については今後継続の事務調査の中で随時個々に確認なり、内容等説明を再度受けたいと思っております。

東出委員。

**東出委員** スクールバスの更新とあったのですけれども、町の福祉バスの更新という関係はだいぶ走行距離も走っているし、バス自体も下回りがずいぶん腐っているんだと我々よく言われるのですよね。それで、スクールバスより私はどちらかと言うと、福祉バスのほうが優先ではないのかなと、私個人的にはそう思っていたのだけれども、ちょっとその辺触れて申し訳ないのだけれども、参考までに。

**竹田委員長** 福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** 福祉バスの更新についてのお尋ねでございますが、これにつきましては更新の必要性は私どもも認識しているところでございます。現在、老朽度合いまた更新に向けての財源、こういったものを原課で協議・確認をしている状況でございますので、実施計画は現状の案ということで今回提示させていただきましたが、これが事業として搭載できる状況になりましたら随時、新たな実施計画ということで報告をさせていただきたいと、ご説明させていただきたいとこのように考えております。

**竹田委員長** 東出委員。

**東出委員** まだ可能性はあるという部分で認識してよろしいのですか。

**竹田委員長** 福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** 結構です。

**竹田委員長** 又地委員。

**又地委員** 新規事業の部分をほとんど説明してもらったのだけれども、例えば 11 ページの農業用施設等整備事業 8,000 万円。これの中身的なそういう各計画の細かいところの質疑とかというのはいつやるようになりますか。

**竹田委員長** これは次回に、5 日も結構盛りだくさんなのだよ。そのあとの日程、定例会が終わってからの日程調整をしながら進めて行かなければならないというふうに思っていますけれども。これは例えば、各事業についてはまち課一本で対応をしているのですか。例えば、実施計画についてそれぞれ建設グループ、産経、個々にあれしなくてはならないとなれば、日程調整の中で一堂に会してやらないと、これはきょうは担当がないからということのないような、結構厳しいですね。これは、行政サイドとも十分協議をして、我々議会としても一番の関心事であるということ肝に銘じて、一つ全課にその辺の話を周知をしておいてもらいたいと思います。日程調整については後日、いろいろ事務局をとおして詰めたいとこのように思います。

ほかに。

(「議事進行」と呼ぶ声あり)

**竹田委員長** 東出委員。

**東出委員** ここでちょっと原課に退席をしてもらって、我々でどういような進め方が一番ベターなのかというのを協議したほうが、委員長は大変で日程調整等の問題もあろうかと思うけれども、我々もやっぱり慎重審議、スムーズに進めるためには我々もどうしたらいいかということ退席をしてもらって協議をしたほうが早いのではないですか。

**竹田委員長** 福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** 一言ご説明が漏れておりました。第 6 次木古内町振興計画基本構想につきましては、議会の議決項目になってございますので、12 月定例会において提案させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

**竹田委員長** ほかに。

それでは、第 6 次の振興計画については、今後継続の事務調査というようなことで一つよろしくお願ひをしたいと思います。

それでは、第 6 次の振興計画については、以上で終えたいと思います。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

**竹田委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後 4 時 47 分

**再開** 午後 4 時 50 分

**竹田委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

以上で、第 8 回総務・経済常任委員会を終えたいと思います。どうもお疲れ様でした。

説明員：大野副町長、若山建設水道課長、小池主幹、大瀬町民税務課長、片桐主査  
大坂主査、中島保健福祉課長、尾坂主幹、高橋主査、竹田主査、高村主査  
加藤保健師、福田まちづくり新幹線課長、吉田（宏）主査

傍 聴：

報 道：なし

総務・経済常任委員会

委員長 竹 田 努